

第3次多治見市人権施策推進指針

はじめに

令和元年度に策定した「第2次多治見市人権施策推進指針」に基づき、人権教育・啓発に関する様々な取り組みを推進してまいりました。

また、「第8次総合計画」において、多様なつながりで、豊かな暮らしを育むまちづくりを目指して、あらゆる人権の尊重と理解の推進にも取り組んでいます。

しかしながら、今なお誤った知識や偏見に基づく差別とともに、いじめや虐待、配偶者等に対する暴力など、多種多様な人権侵害が存在しています。特に、インターネットを利用した誹謗中傷、性的マイノリティの方への差別や偏見に関する人権問題は大きな社会問題となっています。

こうした社会情勢や、市民意識調査の結果を踏まえ、この度「第3次多治見市人権施策推進指針」を策定いたしました。

今後は、あらゆる施策を、本指針に基づき推進してまいります。皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本指針の策定にあたっては、人権施策推進指針策定委員会、「人権に関する市民意識調査」にご協力いただきました皆さま、関係団体の皆さまに深く感謝申し上げます。



令和7年3月

多治見市長 高 木 貴 行

人権擁護モデル都市宣言

われわれは、憲法によって、生命、自由及び幸福追求についての基本的人権が保障され、侵すことのできない永久の権利として与えられております。

しかしながら、現代社会が生み出した物質文明の急激な進展により、社会の仕組みや、家庭生活が大きく変化し、その結果、交通禍、公害、老人疎外等の複雑な人権侵害が今なお発生している現状であります。

こうした社会情勢のなかにあって法務省及び全国人権擁護委員連合会では、人権思想の啓発運動の一環として昭和48年度から新たに5か年計画で全国的に「人権モデル地区」の設定を進めており、今年度多治見市がその一つに指定されました。

われわれは、これを機会に市内各機関に対し、人権擁護思想の普及徹底に一層の努力を期待するとともに、われわれ自らが人権尊重の意義を深く理解し、平和な明るい多治見市を実現するため、ここに「人権擁護モデル都市」を宣言する。

昭和51年7月23日

多治見市

多治見市人権施策推進指針目次

第1章 人権施策推進指針改定にあたって

1 指針改定の趣旨	6
2 基本理念	6
3 指針の位置づけ	7
4 指針の推進期間	7
5 指針体系図	8

第2章 人権施策の推進

I 基本的施策

1 人権教育	9
2 人権啓発	11
3 相談・支援の充実	13
4 多様な主体との連携	14

II 人権施策の分野

女性	15
子ども	18
高齢者	21
障がい者	24
部落差別(同和問題)	27
外国人	30
感染症患者	32
刑を終えて出所した人	34
犯罪被害者等	36
インターネットによる人権侵害	38
性的マイノリティ	40
災害に伴う人権問題	42
働く人	44
アイヌの人々	46
人身取引	48
北朝鮮当局による拉致問題	49
ホームレス	50
様々な人権問題	52

資料

人権関係年表	54
世界人権宣言	63
日本国憲法(抄)	67
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	70
関連法規等(抜粋)	71
相談機関一覧	100
人権施策推進指針策定委員会委員名簿	102

第1章

人権施策推進指針改定にあたって

1 指針改定の趣旨

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、市民一人ひとりが人権問題に対し、正しい知識を持ち、それぞれの人権を尊重することが求められています。

本市では、昭和51年7月に「われわれ自らが人権尊重の意義を深く理解し、平和な明るい多治見市を実現する」として人権擁護モデル都市宣言をしました。

また、平成15年9月、全国で4番目に「子どもの権利に関する条例」を制定しました。平成17年に「男女共同参画推進条例」、令和元年に「犯罪被害者等支援条例」、令和3年に「再犯防止推進計画」等、本市に必要と考えられる条例及び計画を策定し、様々な取り組みを行ってきました。

しかし社会には依然として、人命を奪う可能性がある虐待やいじめ、性的マイノリティへの偏見や差別、スマートフォンの普及や様々なSNSの利用拡大によるインターネット上での誹謗中傷等、人権を脅かす事案が多数発生しています。

このような状況や「多治見市人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、これまでの取り組みを引き継ぎながら、人権を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、「多治見市人権施策推進指針」の第3次改定を行うものです。

2 基本理念

SDGsが目指す姿（「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現）は、人権尊重の理念とも重なることから、本指針においてもSDGsの観点も踏まえ各種取り組みを推進していくことが必要です。

これまでの第2次指針では、共通認識を「誰ひとり取り残さない社会へ」、基本理念を「一人ひとりの人権が侵されることなく、個人として尊重される社会づくり」「差別や偏見がなく、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会づくり」「一人ひとりの多様性を認め合い、共に生き、支え合う社会づくり」として、人権施策を推進してきました。

今後も、これまでの基本的な考え方を受け継ぐとともに、「第8次多治見市総合計画」の、目指すまちの姿『市民が主役！躍動するまち 多治見』の実現に向けて、基本理念を以下のとおりとします。

『一人ひとりが互いに尊重し合い、多様性を認め、

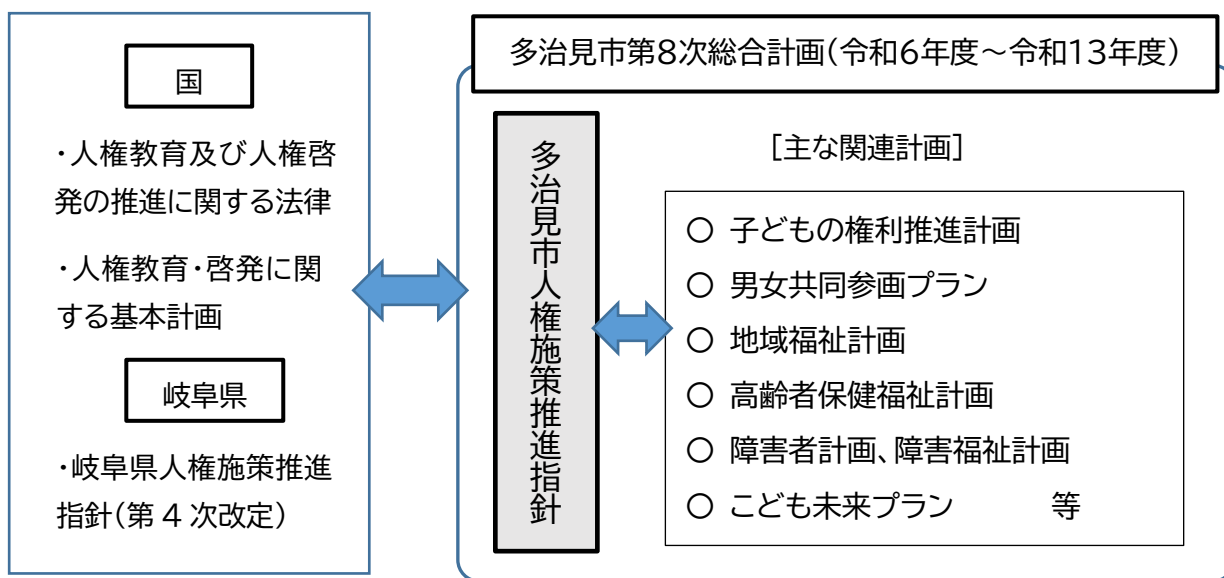
誰ひとり取り残さない社会を目指して』

3 指針の位置づけ

本計画は、上位計画である「第8次多治見市総合計画」を踏まえるとともに、各種計画と整合・連携を図りつつ策定します。

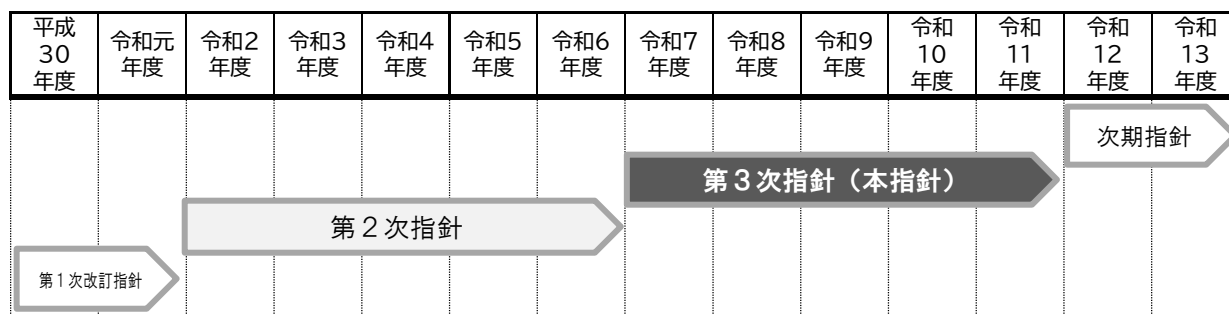
国の人権教育・啓発に関する基本計画には、「人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るに当たっては、国の取り組みにとどまらず、地方公共団体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため、政府においては、これら団体等との連携をより一層深めつつ、本基本計画に掲げた取り組みを着実に推進することとする。」と明記しています。

県は、令和5年3月、新型コロナウイルス感染症のまん延に起因する、感染者や医療従事者、その家族等への偏見や差別、また様々な SNS によるインターネット上の誹謗中傷や性的指向・性自認を理由とする偏見や差別などの人権侵害に対応する「人権施策推進指針」の第4次改定を行いました。



4 指針の推進期間

第2次指針は、令和7年3月に終了となることから、本計画期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とします。



第3次多治見市人権施策推進指針体系図

基本理念

基本的施策

人権施策の分野

施策の方向

一人ひとりが互いに尊重し合い、多様性を認め、誰ひとり取り残さない社会を目指して

1 人権教育

女性

1)男女共同参画意識の醸成 2)誰もが活躍できる社会づくり 3)安心して暮らせる社会づくり 4)配偶者等に対する暴力への対応

子ども

1)子どもの生命を守り、安全安心に暮らすための体制づくり 2)子どもの主体的な意見表明・参加の促進 3)子どもの居場所づくりの推進 4)子どもの権利に関する意識の育成・向上 5)インクルーシブ教育の推進

高齢者

1)高齢者の人権を尊重する教育・啓発の推進 2)高齢者が安心・安全に生活できるまちづくり 3)高齢者虐待等への対応 4)高齢者の権利擁護の推進

障がい者

1)障がい者にやさしいまちづくりの推進 2)福祉サービスの充実 3)雇用・就労の支援と社会参加のできる環境づくりの推進 4)障がい者の虐待防止への対応 5)障がい者の権利擁護の推進

部落差別(同和問題)

1)部落差別(同和問題)の正しい知識・理解を深める啓発 2)人権侵害事案への対応 3)えせ同和行為の排除

2 人権啓発

外国人

1)外国人の生活習慣や文化等の理解の促進 2)外国人への生活支援 3)ヘイトスピーチを許さない取り組み

感染症患者

1)正しい知識の普及や啓発活動の推進 2)感染症患者等の相談・支援体制の周知

刑を終えて出所した人

1)刑を終えて出所した人等の人権を尊重する教育・啓発の推進 2)社会復帰の支援

犯罪被害者等

1)犯罪被害者等の人権を尊重する教育・啓発の推進 2)犯罪被害者等が安心して暮らすことができる相談・支援の充実

インターネットによる人権侵害

1)インターネット上の人権侵害を防止するための教育・啓発の推進 2)インターネットに書きこまれた人権侵害の対応 3)安全・安心なインターネット利用の促進

3 相談・支援の充実

性的マイノリティ

1)多様な性に関する理解を深める教育・啓発の推進 2)安心して暮らせる環境づくり

災害に伴う人権問題

1)災害時に要配慮者の視点を踏まえた避難所の運営 2)防災・災害分野への女性等の参画の推進

働く人

1)労働時におけるハラスメントの防止 2)働く人の人権を尊重する教育・啓発の推進

アイヌの人々

1)アイヌの人々に対する理解を深める教育・啓発の推進

4 多様な主体との連携

人身取引

1)人身取引の現状を理解するための教育・啓発の推進

北朝鮮当局による拉致問題

1)拉致問題の理解と関心を深める教育・啓発の推進

ホームレス

1)ホームレスの人権を尊重する教育・啓発の推進 2)ホームレスの自立を支える相談・支援の充実

様々な人権問題

1)様々な人権教育・啓発の推進 2)様々な相談窓口の周知

※「人権施策の分野」の表記は簡潔にしておき、これにより対象者を限定しているものではありません。各分野の施策内容は、第2章で説明しています。

第2章

人権施策の推進

I 基本的施策

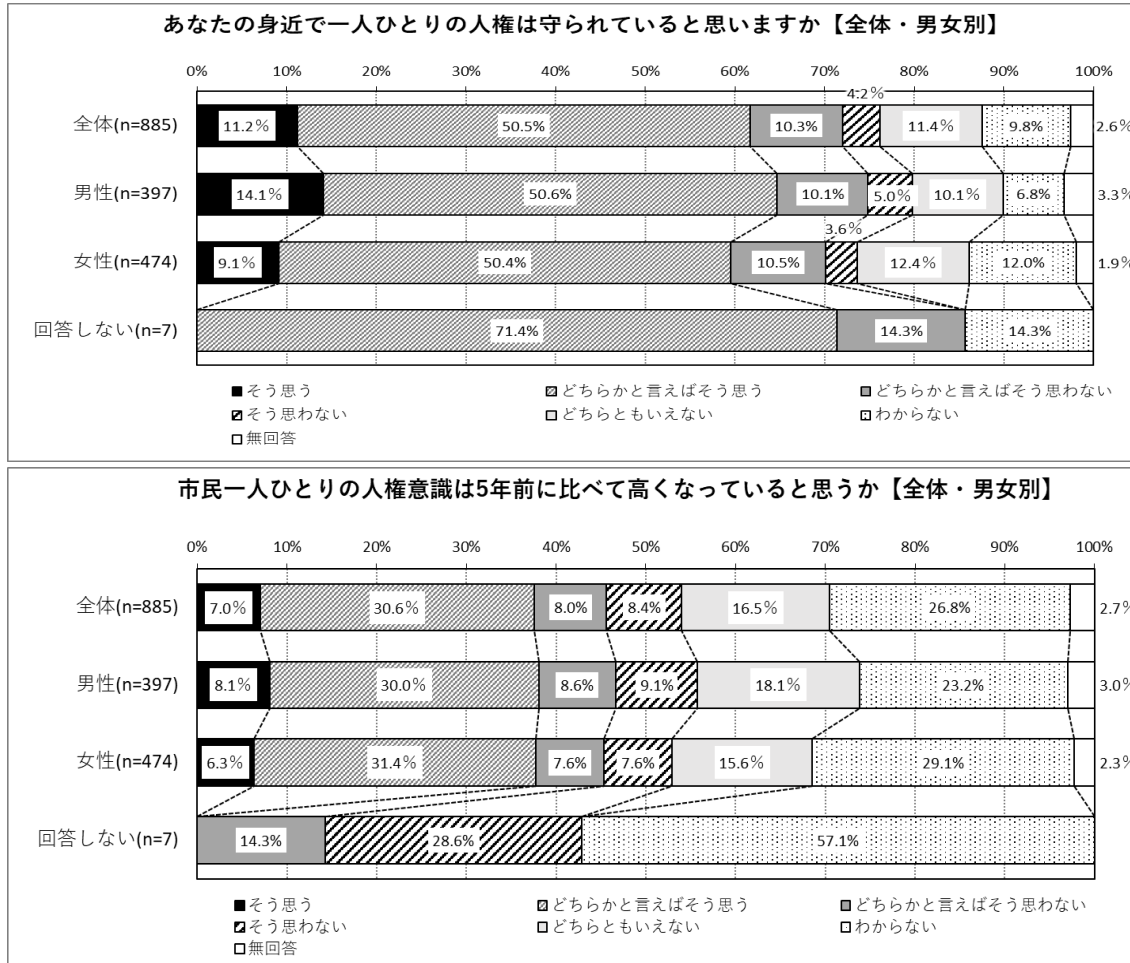
1 人権教育

人権教育については、市民一人ひとりが、家庭、地域社会、学校、職場その他の様々な場において、人権尊重の意識を高めることができるよう、学校教育及び生涯学習を通じて様々な取り組みが行われています。

本市においても一人ひとりが人権を尊重することの重要性を理解し、人権に十分配慮した行動が取れるよう、あらゆる分野において、人権教育に取り組んでいます。

本市では、子どもの発達の段階等を踏まえ、教育活動全体を通じて人権尊重の意識向上に取り組んできました。令和5年度に実施した人権に関する市民意識調査(以下「市民意識調査」という。)では、「あなたの身近で一人ひとりの人権は守られていると思いますか」(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」)の割合は61.7%となっており、「市民一人ひとりの人権意識は5年前に比べて高くなっていると思うか」についても、「高くなっていると思う」が37.6%となっています。

しかし、現在、子どもを取り巻く人権問題として、いじめ、虐待やインターネット上での誹謗中傷等の書き込みがあり、それらが深刻な社会問題となっています。こうした問題が、子どもに大きな影響を与えてしまうことがあり、それらへの対応が求められています。



ア 学校教育

人格の基礎が形成される幼少期から青年期に至る間の人権教育は特に重要です。子どもたちの発達の段階に応じて、人権意識を高めるための教育に創意工夫を凝らす等、学校の教育活動全体を通じて人権尊重意識を高めるため、人権尊重の精神を育む教育を推進します。

○ 学校・園における人権教育の推進

幼稚園・小学校・中学校では「ひびきあい活動(※)」を通じ、個人の尊重を基本としながら、ウェルビーイング(※)の感性を育て、多世代交流により他者とのかかわりを通じて自分を見つめ、違いを認め合い、相手を大切にしながら、豊かな人権感覚(※)の醸成に努めます。

○ 教職員に対する研修

教職員は、子どもたちの人格形成や人権意識を高めるうえで、極めて重要な役割を担っています。そのため、教職員が人権に対する正しい理解と人権尊重の理念に十分な認識を持つことができるよう、課題別研修や同和教育をはじめ、子どもの人権についての教育、男女共同参画に関する教育等様々な人権に関する教育についての研修を実施します。

イ 生涯学習

生涯学習においては、性別、年齢、地位等に関わらず市民一人ひとりの人権が大切にされるために、人権意識の醸成につながる学習や活動が必要です。

そのためには、人権に関する講演会やセミナーを継続的に実施することが大切です。「多治見市子どもの権利に関する条例」や「多治見市男女共同参画推進条例」を制定したことから、特に子どもの権利と男女共同参画の理念の普及に努め、毎年子どもの人権及び女性の人権をテーマにした研修会を実施します。

保護者と子どもが共に人権感覚を身につけられるよう学習機会の充実や情報の提供に努めます。また、保護者の家庭教育参加への促進、子育てに不安や悩みを抱える保護者の相談体制の充実等、家庭教育への支援を図ります。

公民館等の地域施設においても、セミナー等を実施して人権に関する多様な学習機会の提供に努めます。また、地域との交流の機会の充実を図るなかで、協力や連携を大切に、情報を共有していきます。

※ひびきあい活動

人権教育における行動力の育成を主たる目的に、日頃から家庭・地域と連携しながら、人権感覚を高め、様々な人権課題の解決を目指す活動。県内全ての公立幼稚園(認定こども園を含む)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校で、「学校(園)が培いたい行動力」を明確にし、各学校の実態や地域の実情に即して実践しています。

※ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的の3つの側面において良好な、満たされている状態にあることです。

※人権感覚

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」第4章で、「日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で、人権尊重を基本においた行動が無意識のうちに、その態度や行動に現れるような感覚」を「人権感覚」と言っています。

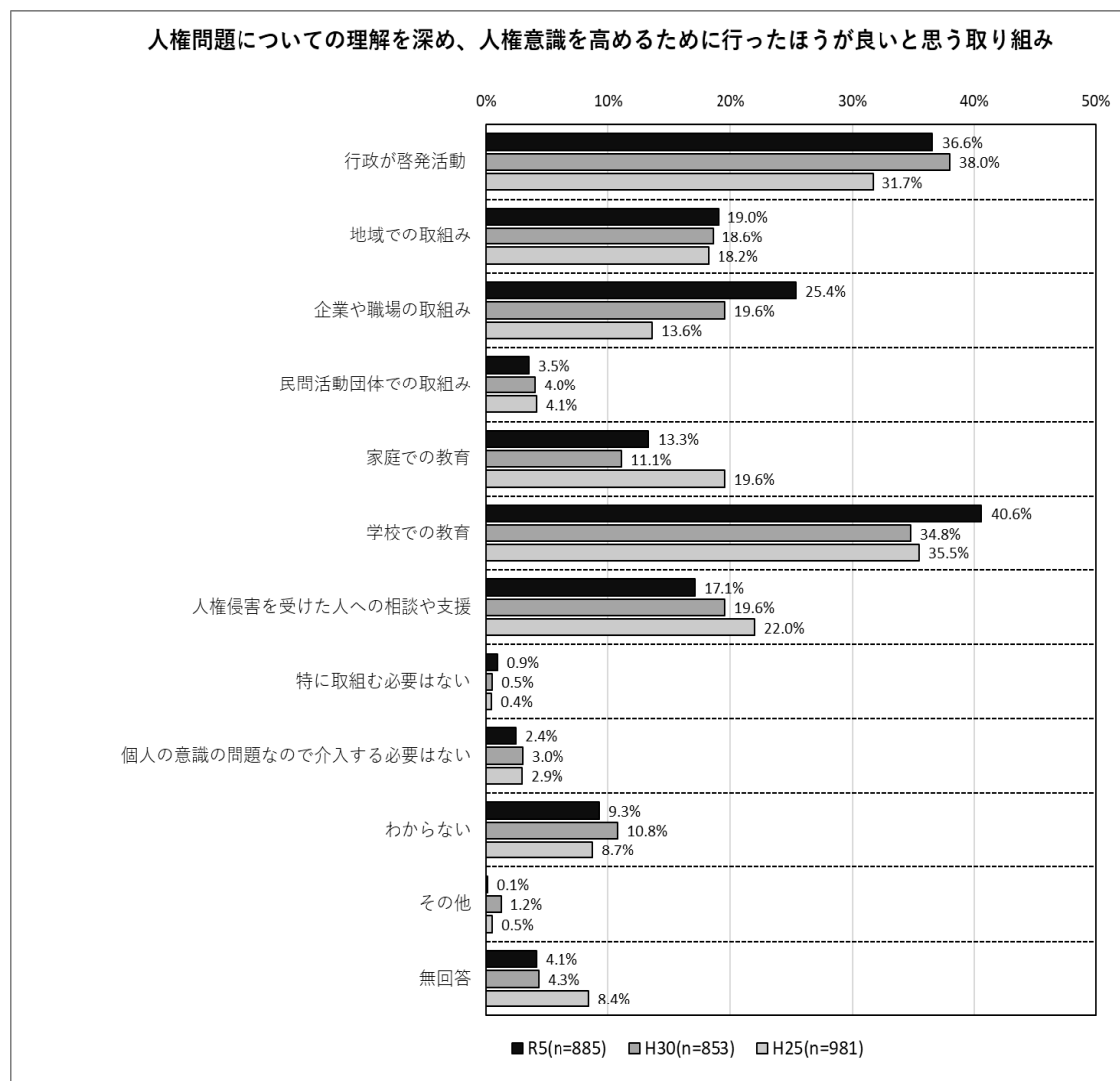
2 人権啓発

人権啓発とは、人権教育及び人権啓発に関する法律によれば、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」を意味し、人々が「その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを目的としています。

人権啓発することで、一人ひとりが人権尊重の重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分に配慮した行動ができるようになります。

差別等の人権問題は、偏見や誤解、理解不足や無関心等、人権意識や人権感覚の欠如が原因となっている場合が多くあります。市職員や企業、市民一人ひとりが人権について正しい知識を学び、自分自身のこととして考えるために、あらゆる機会を通じて人権啓発を進める必要があります。

市民意識調査によると、「人権問題についての理解を深め、人権意識を高めるために行ったほうが良いと思う取り組み」の問いかけに対し、40.6%が「学校での教育」、次いで36.6%が「行政が啓発活動」、25.4%が「企業や職場の取組み」となっており、学校、行政や企業が連携して人権意識を高める教育・啓発が必要であると言えます。



※グラフ中の「n」は多治見市人権に関する市民意識調査の有効回収数です。

ア 市民への啓発

法務局や人権擁護委員協議会等と連携して、人権に関する情報の収集や人権週間等の各種事業に合わせてパネル展や街頭啓発活動を行い、また、人権相談業務等を通して人権尊重の意識の高揚を図ります。

国や県等と連携して人権啓発活動を推進することとし、東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会(※)による啓発や様々なメディアを活用した効果的な啓発活動を行います。

イ 企業等への啓発

人権が尊重される職場づくりや、人権尊重の姿勢に基づいた企業活動の推進のため、啓発冊子や情報の提供を行うほか、おとどけセミナー(※)等により企業の自主的な人権尊重の活動を支援します。

国・県等と連携し、人権啓発活動の取り組みを企業に働きかけます。

採用にあたっては就職の機会均等を確保するために、公正な採用選考を実施し、雇用の促進を図られるよう、国・県等の関係機関と連携しながら啓発を推進します。

ウ 市職員への啓発

市民生活に深く関わる市職員は、高い人権意識をもって施策の推進にあたらなければなりません。そのために、職員一人ひとりが人権感覚を身につけ、人権尊重の姿勢に基づき職務が遂行できるよう職員研修の充実に努めます。

※東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会

東濃5市の地域内の人権擁護に関する啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的とする協議会です。

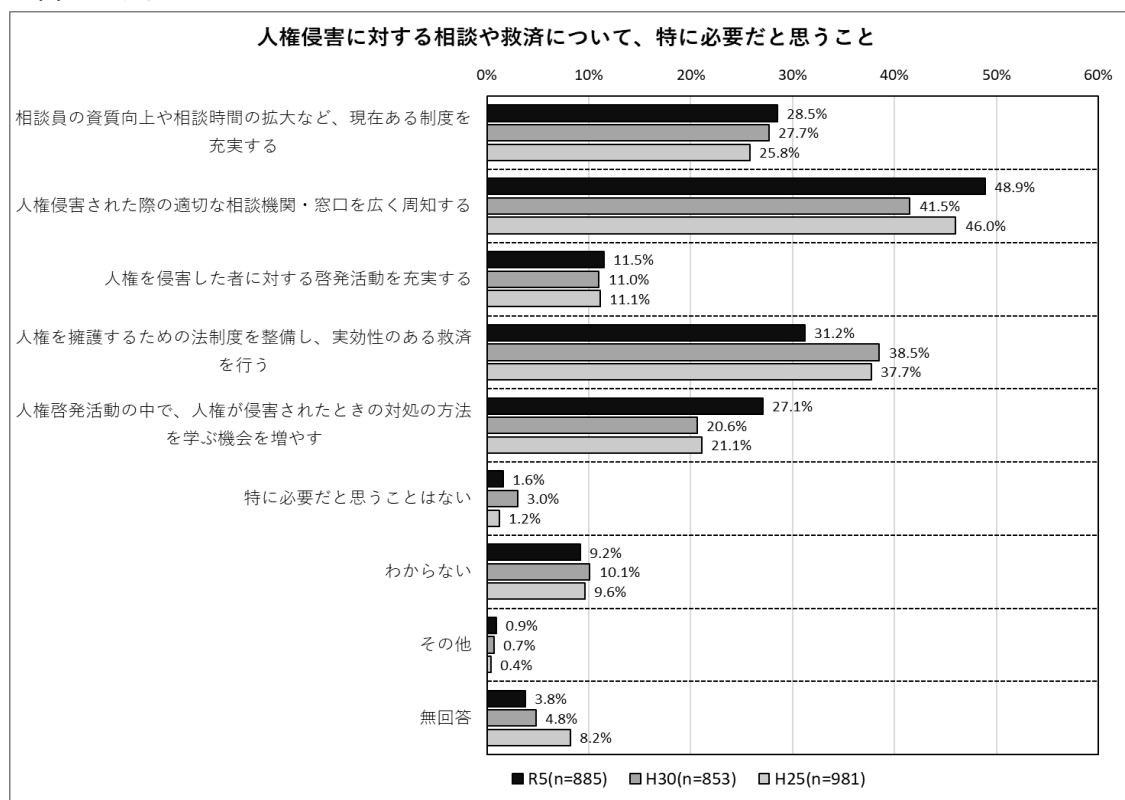
※おとどけセミナー

市の職員が地域へ出向いて、市役所の仕事をわかりやすく説明する出前講座のことです。

3 相談・支援の充実

市民が人権に関する問題に直面したとき、様々な施策や制度、専門的な助言や支援によって問題が早期に解決され、保護や自立支援等が適切に行われることが必要です。多様な人権問題が生じている現状において、相談窓口の役割が大きくなっており、市民の様々な支援施策を円滑に活用できる相談機能の充実が重要です。

「人権侵害に対する相談や救済について、特に必要だと思うこと」については、48.9%が「人権侵害された際の適切な相談機関・窓口を広く周知する」となっており、相談機関・窓口の周知が必要であると言えます。



ア 様々な困りごとへの相談窓口の充実

多様化・複雑化する人権問題に対応するため、様々な人権問題に対する相談窓口を明確化し、市民が利用しやすい相談体制をつくります。

イ 相談機関等の情報提供

市民が戸惑うことなく速やかに人権に関わる相談ができるようにするため、相談・支援に関する窓口及び制度の内容や、各種相談・支援機関の情報を、市ホームページや広報誌等様々な広報媒体を活用して積極的に提供します。

ウ 相談員や関係職員の資質向上

人権に関する様々な相談について、迅速かつ的確に対応できるように、各相談員や関係職員がそれぞれの職務に応じ各種研修に積極的に参加し、資質の向上に努めます。

4 多様な主体との連携

市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、人権に関する情報収集・提供は大きな要素の一つです。

このため、国をはじめ県、他自治体、各種関係機関・団体、報道機関等の人権に関する情報の収集や、有効な情報の共有に努めます。

ア 関係機関・団体等との連携・協力の強化

多様化・複雑化する人権問題について、個別の機関だけで相談・支援を完結することは困難なため、国・県並びに関係機関・団体等の各種相談機関・支援機関との相互の連携・協力を強化します。

イ 法務局・県・人権擁護委員等と連携した人権侵害の未然防止や被害者の救済

法務局等の国の機関や、県及び県の関係機関、他市町村等との連携を図りながら、人権施策を推進します。

また、学校、人権擁護委員、民生委員、児童委員、保護司、更生保護女性会等人権に関わる団体と人権問題や人権施策に関する情報交換を行うほか、東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会への参加等、広域的な連携を図ります。

Ⅱ 人権施策の分野

女性

【現状と課題】

女性の人権問題は、社会的・文化的に形成された性別意識に基づく固定的な性別役割分担意識と差別や偏見が根底にあります。

国際連合は昭和50年を「国際婦人年」と定め、昭和54年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択し、以降、性差別の撤廃や男女平等の実現に向けて世界規模での取り組みを進めてきました。

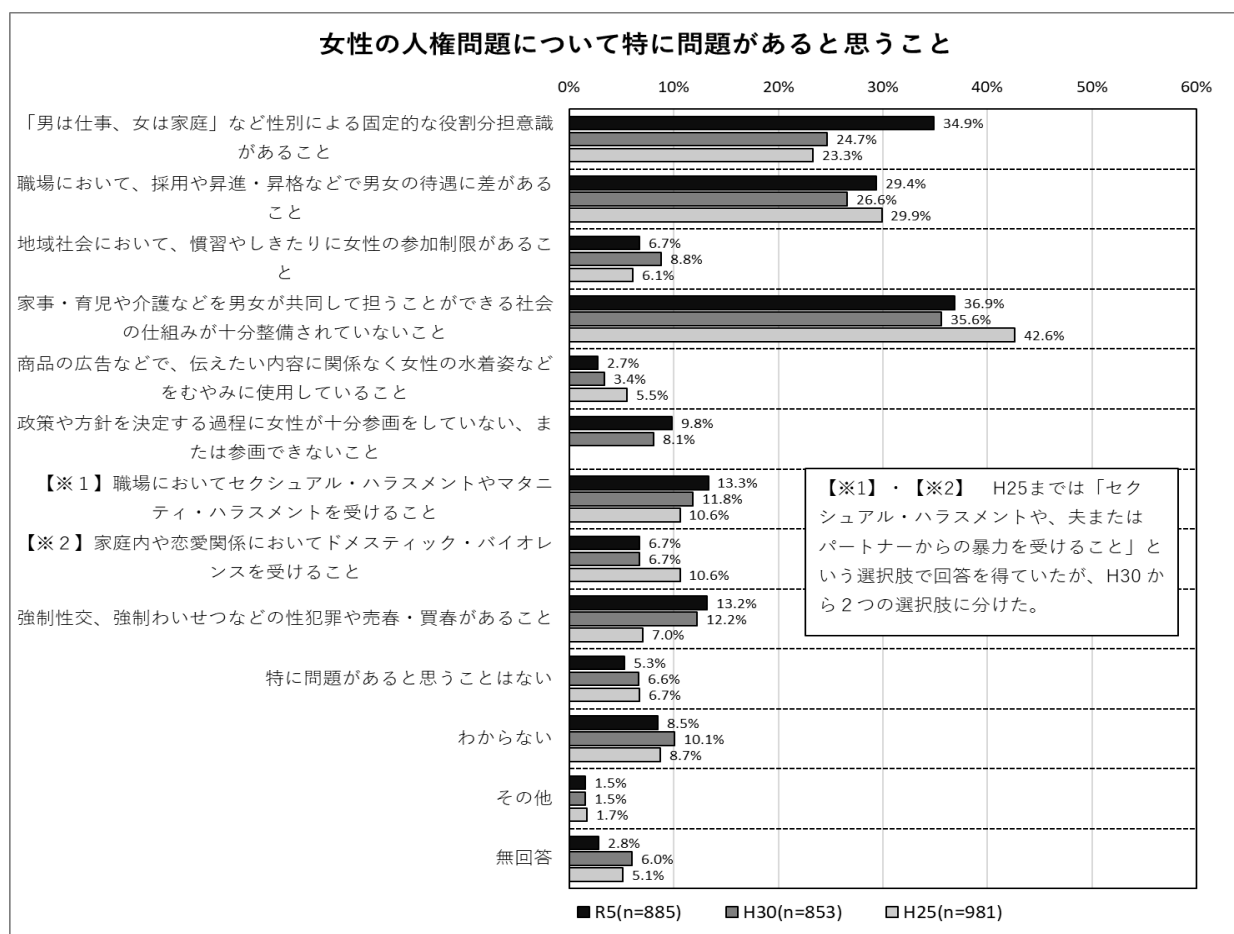
国は、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定、平成12年には「男女共同参画基本計画」を閣議決定し、現在は、令和2年に策定した「第5次男女共同参画基本計画」のもと、社会のあらゆる分野における男女共同参画の実現に向けた取り組みを進めています。

また、平成26年には夫やパートナーによる女性に対する暴力の防止のため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が施行され、平成27年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。

本市においては、平成10年に「たじみ男女共同参画プラン」を策定し、その後、2回の改定を経て、令和5年に「第3次たじみ男女共同参画プラン後期計画」を策定しました。市民一人ひとりがお互いを大切にし、性別に関わりなく個性を輝かせいきいきと暮らすことのできる社会の実現をめざして、総合的かつ計画的な取り組みを推進してきました。

しかし、市民意識調査の結果では、「女性の人権問題について特に問題だと思うこと」の質問に対して、「家事・育児や介護などを男女が共同して担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」が36.9%と最も高く、次いで「『男は仕事、女は家庭』など性別による固定的な役割分担意識があること」が34.9%、「職場において、採用や昇進・昇格などで男女の待遇に差があること」が29.4%と回答しています。

今後も、家庭や職場、地域等、あらゆる場で固定的な性別分担意識にしばられることなく、人権が等しく尊重され、自らの選択によってあらゆる分野における活動で協力しあい、互いに個性と能力を発揮し、その利益を享受できる男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取り組みを進めていくことが必要です。



【施策の方向】

1) 男女共同参画意識の醸成

あらゆる世代に向けて人権や男女共同参画に関する情報と学習機会を提供し、人権を尊重する意識を醸成するための広報・啓発を推進します。

一人ひとりが男女平等・男女共同参画の正しい認識を持ち、自らの意思によって多様な生き方が選択できるよう教育・学習を推進します。

2) 誰もが活躍できる社会づくり

様々な分野において多様な視点が活かされ、市政に反映されるよう市の審議会等、政策・方針決定過程への更なる女性の参画を促進します。

雇用・労働の分野において、女性も男性も平等に安心して働き生活できるよう市内の企業や事業者に対して、法律や制度を周知し、職場環境の整備を働きかけます。また、女性の再就職や起業に向けた支援を行います。

性別にかかわらず誰もが、仕事と子育て・介護・社会活動等の調和が図られるよう環境の整備を進めるとともに、依然として家庭生活での女性の負担が大きいことをふまえ、男女双方の意識改革のための働きかけを行います。

3)安心して暮らせる社会づくり

地域社会において、性別にかかわらず、多様な担い手がまちづくり活動やボランティア活動等へ参画できるよう環境づくりを行います。

防災・災害分野においては、日ごろから男女共同参画の視点が取り入れられるよう、方針決定の場や防災活動への女性等の参画を推進します。

また、女性で様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備を推進します。

4)配偶者等に対する暴力への対応

配偶者や恋人等親密な関係にあるパートナーからの暴力は、男女共同参画社会の実現を図る上で克服すべき重大な課題です。配偶者等に対する暴力の根絶に向け、広報、啓発と相談窓口の周知を行います。関係機関と連携を図り、被害者の早期把握や保護、支援に取り組みます。

子ども

【現状と課題】

国は、昭和22年に「児童福祉法」を制定し、昭和26年には「児童憲章」を定めました。その後、平成元年、国連総会において18歳未満の全ての子どもの権利を尊重することを目的に、「児童の権利に関する条約」が採択され、日本も平成6年にこの条約に批准しました。その後も「児童買春・児童ポルノ処罰法」「児童虐待防止法」「児童福祉法の一部改正」等の法整備が進められ、子どもを守り成長を支える体制を整えています。

また、令和3年に「こども家庭庁設置法」等が成立し、令和5年に「こども家庭庁」が発足し、また同時に「こども基本法」も新たに施行され、基本理念の一つとして、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」とされました。

本市では、「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、平成15年に制定した「多治見市子どもの権利に関する条例」により、人権教育や啓発活動、相談事業、子どもの居場所づくり、子どもの意見表明の場「たじみ子ども会議」、スクールソーシャルワーカー(※)の配置のほか、様々な施策を進めています。

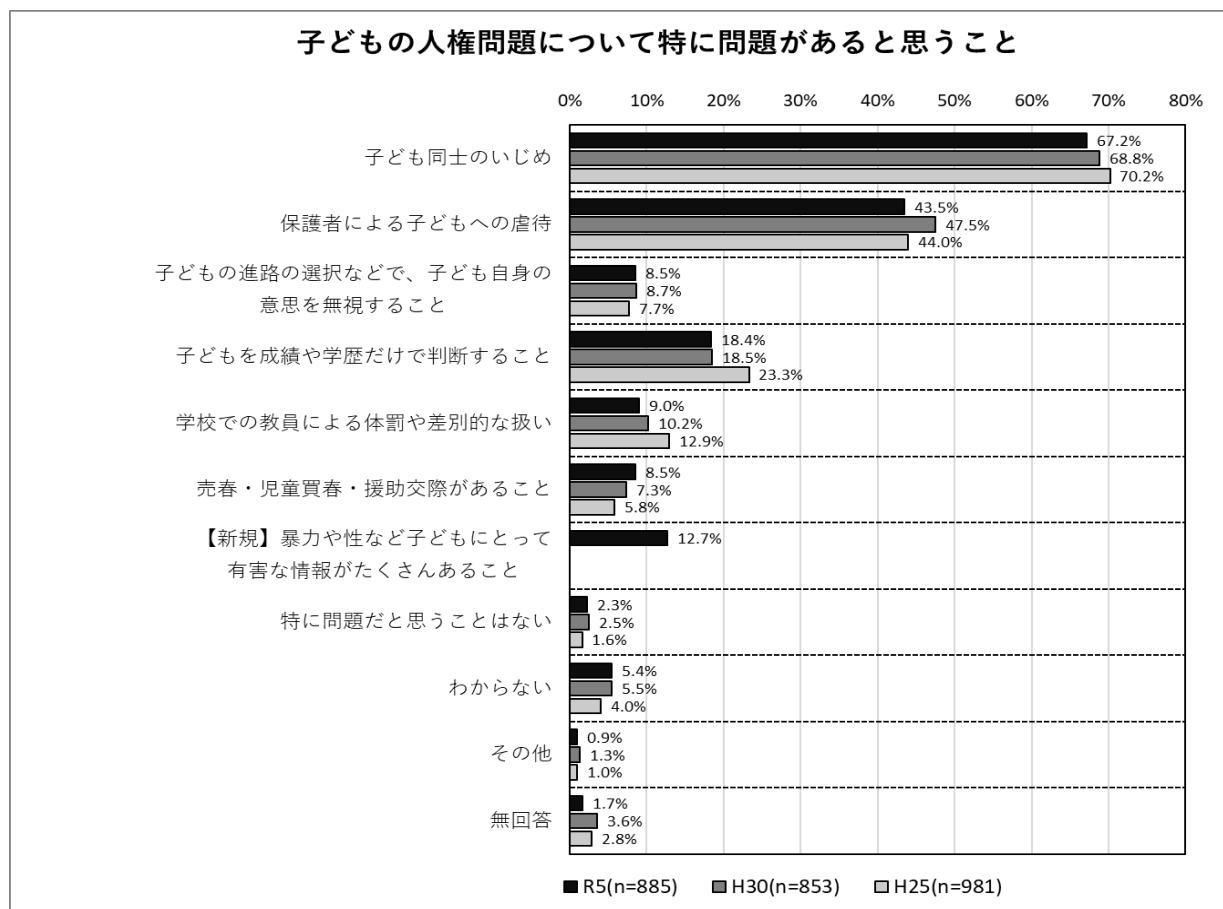
市民意識調査の結果では、「子どもの人権問題について特に問題があると思うこと」の質問に対し、「子ども同士のいじめ」が67.2%と最も高く、次いで「保護者による子どもへの虐待」が43.5%と回答していることから、社会全体で子どもの権利を保障するための連携した取り組みを推進することが重要となります。

子どもの人権の尊重及び福祉の増進を目的に、子どもの視点に立って、市民一人ひとりが家庭や子育てに対する関心を一層高めるとともに、行政のみならず地域社会、学校、家庭、企業等が連携を図りながら施策を推進していくことが必要です。

◎多治見市では、法令に規定されている用語の引用や固有名詞の場合を除き、「子供」、「こども」を「子ども」と表記することとしています。

※スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待など子どもの深刻な問題に、福祉的なアプローチで学校・家庭・地域に働きかけ、問題の解決を図るための専門職のことです。



【施策の方向】

1) 子どもの生命を守り、安全安心に暮らすための体制づくり

虐待や体罰、いじめ等による子どもの権利侵害の早期発見・早期対応に努め、切れ目のない支援体制の整備に向け、相談・救済機関の連携、充実を図ります。

また、子どもが安心してSOSを発することができ、救済を求められるよう普及・啓発を推進します。

2) 子どもの主体的な意見表明・参加の促進

子どもの生活の場においては、子どもが自分の意見を表明でき、その意見や思いが正当に受け止められ尊重されるよう努めます。また、子どもの主体的な参加を促し、参加を保障できるよう環境の整備に努めるとともに、自主的な活動を支援します。

3) 子どもの居場所づくりの推進

子どもが地域で安心して休み、遊び、学び、人間関係をつくり合うことができる居場所づくりを推進します。

4) 子どもの権利に関する意識の育成・向上

子どももおとなも誰もが、かけがえのない社会の一員として命の大切さや人権を尊重する考え方を広めていきます。

学校における子どもの権利に関する学習資料や指導方法を工夫・改善し、ひとりの人間としての権利を有することや他人の権利を尊重すること等、子どもの人権学習を支援します。また、子どもがひとりの人間として最大限に尊重されるような啓発や、保護者が子どもに向けて自分自身のことも大切にできるようなメッセージの発信等、おとなに向けた広報も行います。

5)インクルーシブ教育の推進

多様な教育的ニーズ(子どもの障がいの有無や程度、外国人児童生徒等)に応じ、同じ学びの場において共に学ぶことを追求し、個々のニーズに応えられるよう的確な指導・支援を行います。

高齢者

【現状と課題】

平成12年の国勢調査において、115,740人だった本市の人口は、令和2年の国勢調査では106,732人と20年間で約9千人減少しました。令和32年には7万人程度となると推計されており、今後も人口は減少することが予想されています。

また、令和6年4月1日現在の65歳以上の高齢者人口は33,974人で、総人口に対する高齢者人口の割合を示す高齢化率は32.1%となっており、3人に1人が高齢者という状況であり、令和22年には40%を超えると予想されています。

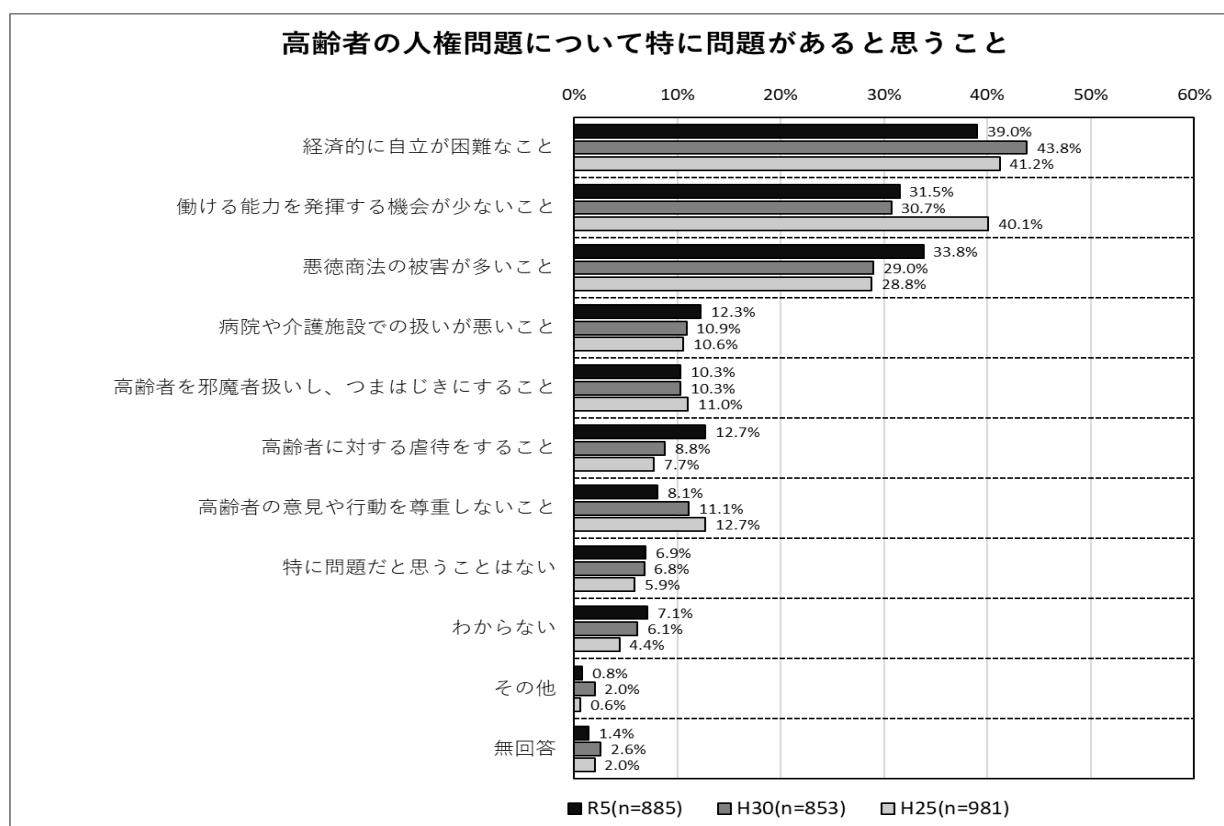
高齢化の進行は、医療や年金、介護等の社会保障をはじめ、社会全体に大きな影響を与えています。介護が必要な高齢者や何らかの援護を必要とする高齢者が増えるに従い、様々な介護保険サービス、生活支援サービスの適切な対応、また、詐欺商法や虐待にあたりするような事例にも対応が必要となっています。

その一方で、元気な高齢者も増加しており、高齢者の意欲と能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保、知識や経験を生かした地域社会活動の場の拡大等、高齢者がいきいきと活躍できる社会づくりも求められています。

こうした状況のもと、本市では、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活続けることができるよう、令和6年3月に、「多治見市高齢者保健福祉計画2024」を策定し、高齢者保健福祉全般にわたって多様な施策に取り組んでいます。

市民意識調査の結果では、「高齢者の人権について特に問題があると思うこと」の質問に対して、「経済的に自立が困難なこと」が39.0%で最も高く、次いで「悪徳商法の被害が多いこと」が33.8%、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」が31.5%という回答になっています。

今後、ますます高齢化が進んでいく中で、地域で支え合い、高齢者がいきいきと暮らしていける社会の実現を図るための環境づくりを、市民と共に構築することが必要です。



【施策の方向】

1) 高齢者の人権を尊重する教育・啓発の推進

高齢者の人権を尊重し、地域全体で互いに支え合うことができる社会実現のために、高齢者の人権・福祉について理解を深める教育・啓発を行います。

2) 高齢者が安心・安全に生活できるまちづくり

高齢者が地域において、安心して生活ができるよう、各種福祉・介護サービスの情報提供に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携をとり、高齢者の支援を行います。

高齢者の防犯対策、災害時の要援護者対策等を通して、安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、特殊詐欺等の被害にあわないための周知や啓発に努めます。

3) 高齢者虐待等への対応

市民に対して、高齢者虐待についての知識・理解の啓発を図ります。また、早期発見・早期対応に向けて情報の共有化を図り、地域と関係機関のネットワークの強化を進めます。

4) 高齢者の権利擁護の推進

認知症や知的障がい・精神障がい等により判断能力が十分でない高齢者の権利を守るため、成年後見制度(※)や日常生活自立支援事業(※)等の情報提供、相談支援、利用支援を行います。

※成年後見制度

認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など判断能力が十分でない成人を支援するための法律上の制度です。民法上では、従来、禁治産、準禁治産という2つの類型が設けられていましたが、平成12年の民法の改正により任意後見制度などが創設され、これまでより利用しやすい制度となっています。また、法定後見は、「補助」、「保佐」、「後見」の3つの類型があります。

※日常生活自立支援事業

自らの判断では様々なサービスを選択したり、契約をしたりすることが困難な方に対して、適切な援助により、福祉サービス利用についての本人の意思決定を助け、地域で安心して生活できるように支えていくことを目的とした支援事業です。

障がい者

【現状と課題】

国は、平成26年に「障害者の権利に関する条約」を批准しましたが、批准に先立ち、平成23年に「障害者基本法」の改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定、平成24年には、「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」への改正、さらに、平成25年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）」の制定及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が行われる等、法制度等の整備が行われました。「障害者差別解消法」では、障がいのある人から意思の表明があった際に負担になりすぎない範囲で「社会的障壁」を取り除く「合理的配慮の提供」が、国や地方公共団体等に現在は義務付けられるとともに民間の事業者にも求められています。

本市では、適切な支援のもと、障がい者が自らの意思に基づき社会参加、自己実現できるとともに、皆が元気で安心して暮らせるまちを基本目標とした「多治見市障害者計画(※)」や「多治見市バリアフリー基本構想(※)」等を策定し、障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がい者福祉の推進とともに、市民誰もが暮らしやすいまちにするためバリアフリーを推進しています。

市民意識調査の結果では、「障がい者の人権問題で特に問題があると思うこと」の質問に対して、「就労の機会が少ないこと」が39.9%で最も高く、次いで「道路の段差や駅や建物の階段など外出に支障があること」が28.5%という回答になっています。

障がいの特性や障がいのある人の人権の理解を深める啓発や、障がいのある人にとって暮らしやすい環境整備が必要です。

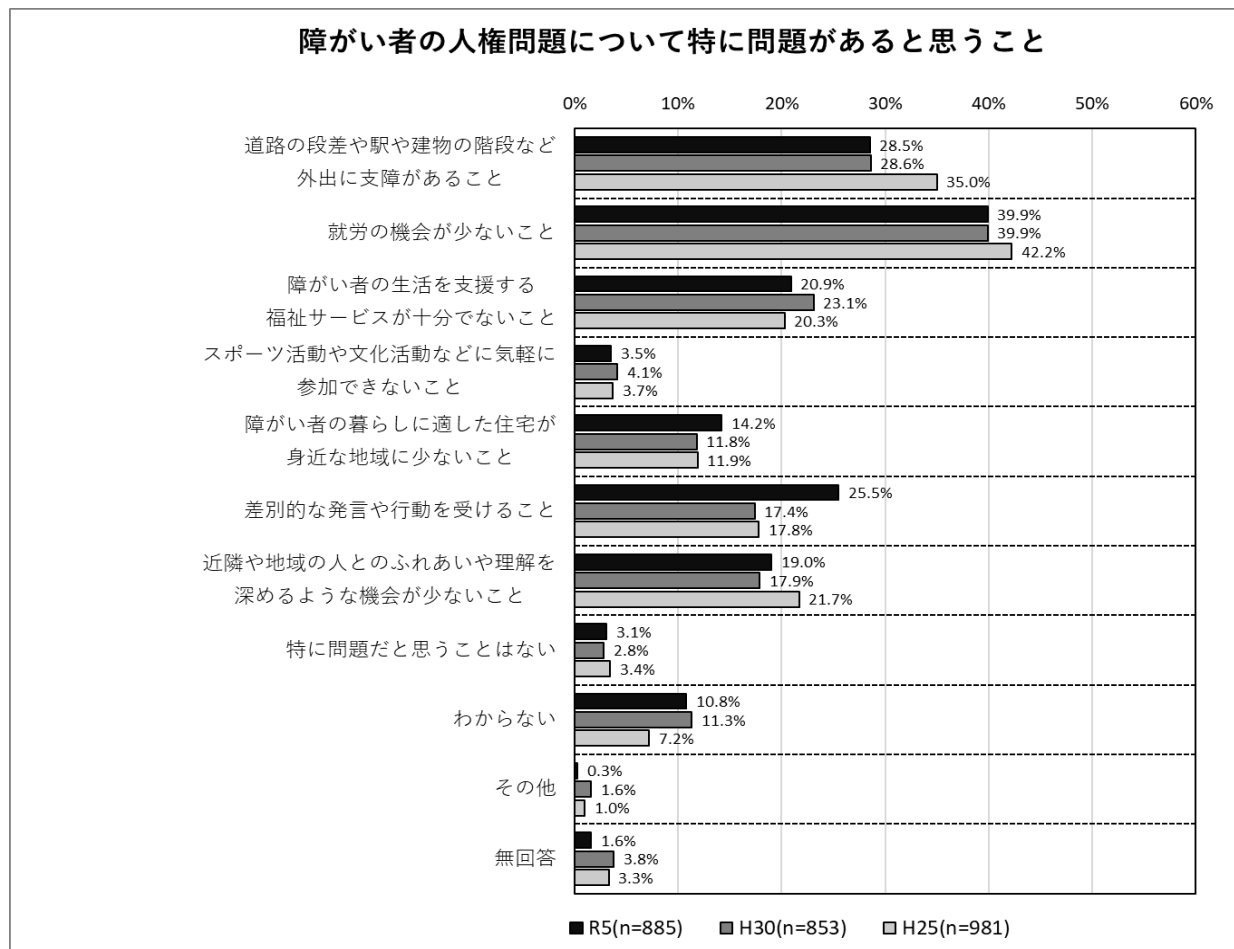
◎多治見市では、平成20年度の行政文書から、法令に規定されている用語の引用や固有名詞の場合を除き、「障害」を「障がい」と表記することとしています。

※多治見市障害者計画

障害者基本法に基づいて策定されるもので、障がい者の状況等を踏まえた障がい者のための施策に関する基本的な計画です。

※多治見市バリアフリー基本構想

平成18年に策定した「多治見市交通バリアフリー基本構想」の見直しを行い、JR多治見駅周辺地区において、さらなる移動等の円滑化に係るバリアフリー化を全面的に推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、高齢者、障がい者等の意向を踏まえた基本構想です。



【施策の方向】

1)障がい者にやさしいまちづくりの推進

住み慣れた地域社会で自由に行動ができ、安心して暮らすことができるように、バリアフリー、ユニバーサルデザイン(※)の考え方を普及し、安全かつ快適に生活できるまちづくりを進めます。

障がい者が、施設や病院から地域で自立した生活へ移行できるよう、体制整備を実施します。

2)福祉サービスの充実

障がいのある人が地域社会の一員として共に生活が送れるよう在宅福祉・施設福祉及び相談支援等の充実を図り、総合的な生活支援サービスをするとともに、人権尊重の視点に立った質の高いサービスの確立と向上に努めます。

3)雇用・就労の支援と社会参加のできる環境づくりの推進

障がいのある人がその適性と能力に応じ無理のない就労形態によって可能な限り就労し、社会の一員として活動ができるよう、関係機関等と連携して就労の場の確保に努めます。

4)障がい者の虐待防止への対応

市民に対して、障がい者虐待についての知識・理解の啓発を図ります。また、早期発見・早期対応に向

けて情報の共有化を図り、地域と関係機関のネットワークの強化を進めます。

5)障がい者の権利擁護の推進

判断能力が十分でない障がい者の権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の情報提供、相談支援、利用支援を行います。

※ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

部落差別(同和問題)

【現状と課題】

部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分制度により、今もなお、生まれ育った地域、同和地区と認識されていた地域に住んだことによって、不当に差別される重大かつ深刻な人権問題です。昭和40年に出された同和对策審議会の答申では、「部落差別(同和問題)の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と位置づけ、「同和对策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策として実施されなければならない。」としています。この答申を踏まえ、昭和44年に「同和对策事業特別措置法」が制定され、平成14年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの33年間、部落差別(同和問題)解決に向けた生活環境の改善や啓発活動等の施策が行われました。

また、県においては、昭和45年に「岐阜県同和对策事業長期基本計画」が策定され、より積極的な部落差別(同和問題)解決のための取り組みが進められ、生活環境の整備が進み、いわゆる実態的差別の改善が図られてきました。

さらに、部落差別(同和問題)は許されないものであるとの認識のもと、部落差別(同和問題)のない社会の実現を目的に「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年に施行され、地方公共団体は、地域の実情に応じた施策の実施に努めることとされました。

また、特定の地域を同和地区であるとする情報発信や特定の個人に対する誹謗中傷等、インターネットによる部落差別(同和問題)の事案が増加しています。インターネット上で部落差別(同和問題)に関する誤った情報や偏見・差別をあおる情報に接することにより、差別意識を植え付けられることもあり得ることから、プロバイダ等への削除要請等、関係機関と連携した適切な対応が必要です。

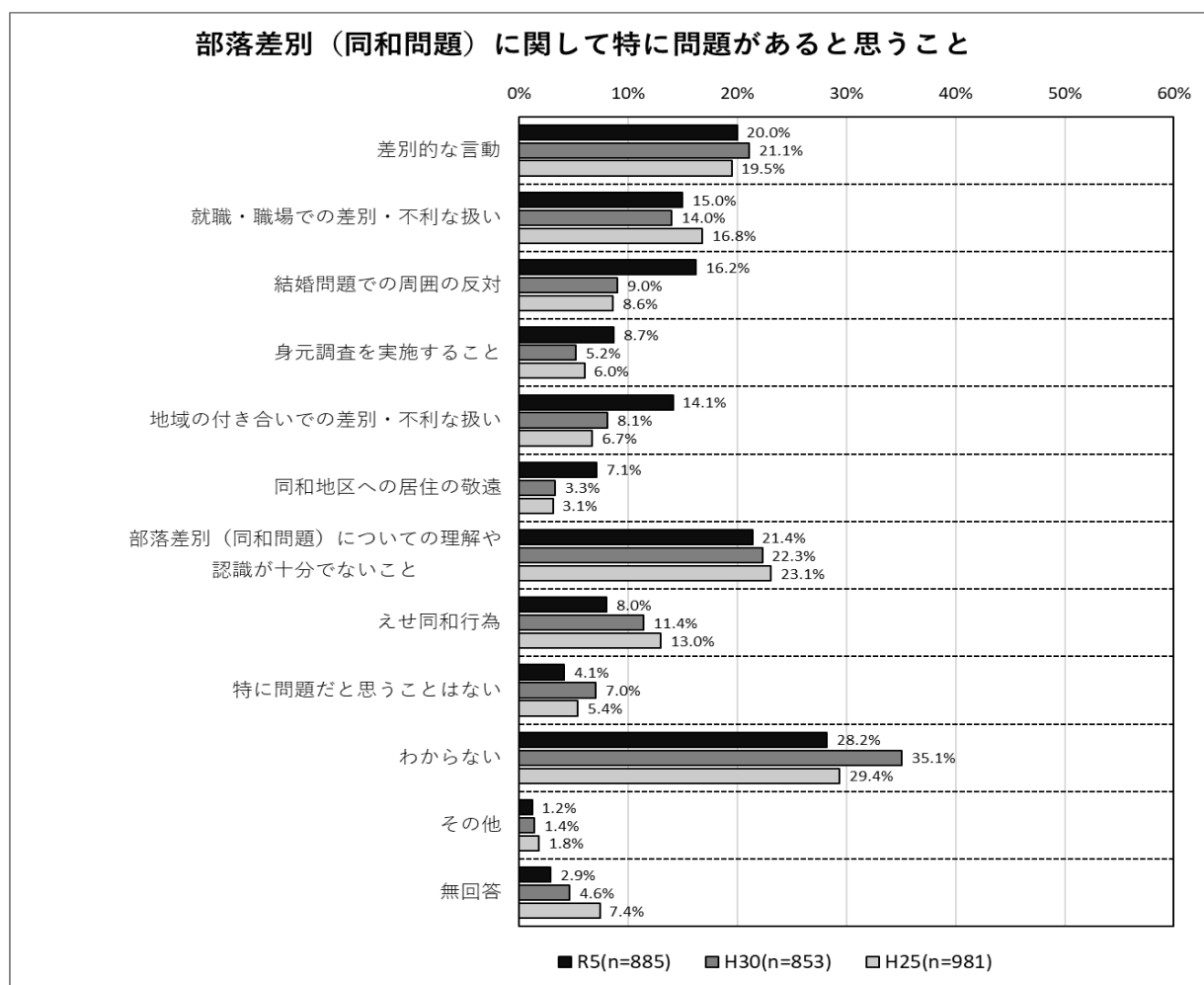
本市においては、平成25年度より、住民票等の不正取得による個人の権利の侵害抑止や防止を目的とした「住民票等の第三者交付に係る本人通知制度(※)」を開始し、本人通知制度の周知を図り、不必要な身元調査等を未然に防ぐ取り組みを実施しています。

また、平成30年から、近隣自治体と連携し、部落差別(同和問題)の解消に向けた啓発事業を実施しています。

しかし、市民意識調査の結果では、「同和問題に関して特に問題があると思うこと」の質問に対して、21.4%の方が「部落差別(同和問題)についての理解や認識が十分でないこと」と回答しており、部落差別(同和問題)に対する人権問題としての認識の低さがわかります。今後も、差別の解消に向けた取り組みを推進することが必要です。

※住民票等の第三者交付に係る本人通知制度

この制度は、多治見市に住民登録や本籍のある方が事前に登録することにより、その方に係る住民票や戸籍等の写しを、本人の代理人及び第三者に交付した場合に、その交付した事実について登録者本人に通知する制度です。住民票や戸籍等の写しが第三者に交付された事実を本人が早期に知ることができ、不正取得による個人の権利の侵害抑止や、防止を目的としています。本人通知制度が周知されることで、委任状の偽造や不必要な身元調査等の未然防止につながります。



【施策の方向】

1) 部落差別(同和問題)の正しい知識・理解を深める啓発

部落差別(同和問題)に対する人権問題に関する学習意欲を深める「人権同和教育講演会」の開催や、部落差別(同和問題)についての正しい知識・理解を深め、偏見や差別意識を解消するため、啓発活動を実施します。

2) 人権侵害事案への対応

インターネット上の同和地区名を表示する等の差別表現等の流布については、インターネット上のサイトのモニタリングや関係機関と連携し、適切な対応に取り組みます。

3) えせ同和行為(※)の排除

部落差別(同和問題)の解決を口実に、官公庁や企業等に対して不当な要求や不法な行為を行うことによって、結果的に部落差別(同和問題)の解決が妨げられています。法務局、暴力追放推進センター等と連携し、被害を未然に防ぐよう、啓発に努めます。

※えせ同和行為

部落差別(同和問題)の解決に寄与しているかのように装って、企業・個人などに不当な利益や義務のないことを要求する行為です。えせ同和行為は、部落差別(同和問題)に対する誤った認識を植え付け、偏見や差別を助長する要因となっており、部落差別(同和問題)の解決を阻害するものです。

外国人

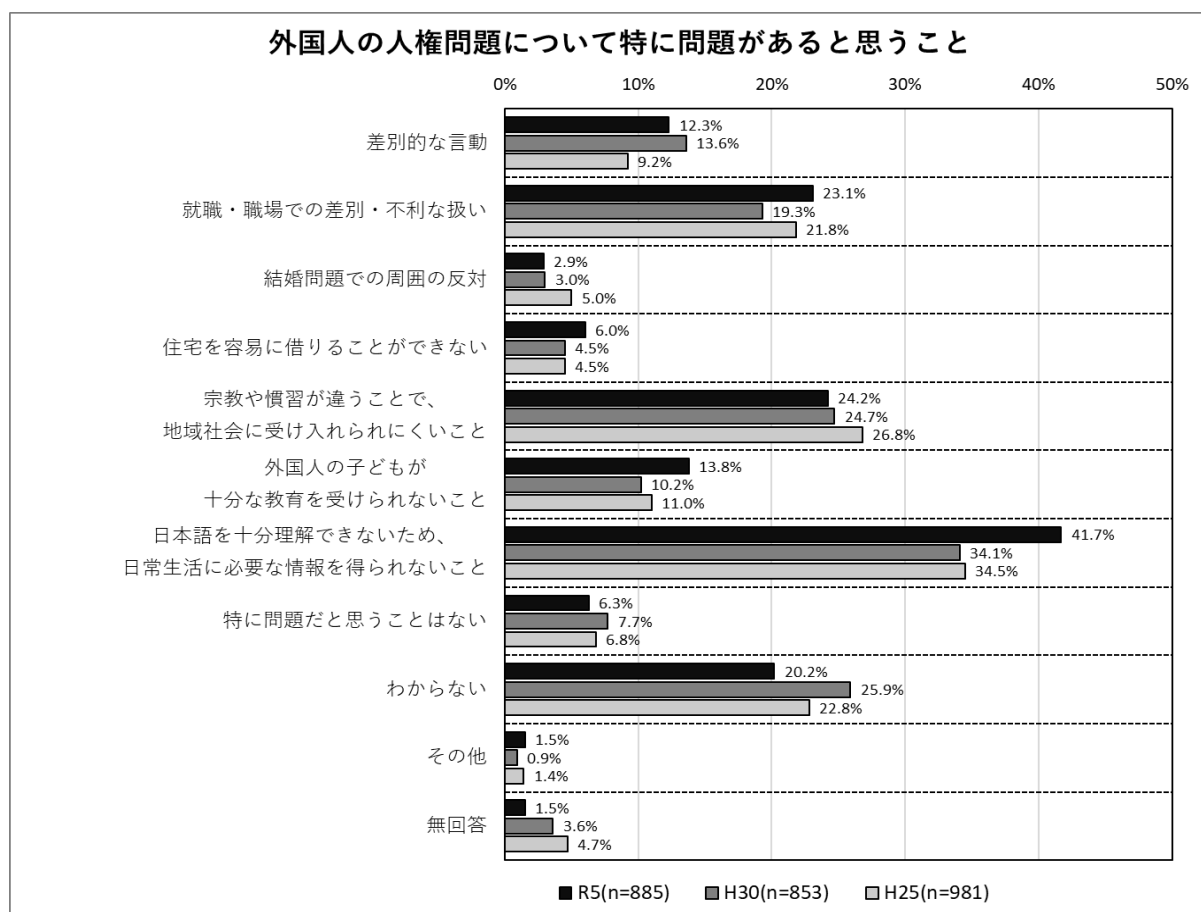
【現状と課題】

本市において外国人登録者数は、平成31年4月1日現在1,888人、その後、令和6年4月1日現在2,654人と、年々増えています。本市では、多文化共生の取り組みとして、多治見市国際交流協会と連携し、日本語教室や多文化との交流事業等を実施しており、学校、職場、地域社会等様々なところで外国人と接する機会が増えてきています。

また、全国的に特定の国籍や民族の人々を排斥しようとするヘイトスピーチが問題となっており、平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

市民意識調査の結果では、41.7%の方が「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を得られないこと」と回答しており、日常生活において、外国語情報が不足していることがわかります。

他国の文化や習慣を自国の文化や価値観で一方的に評価するのではなく、外国人と日本人が互いに様々な文化、習慣、価値観等の違いを認め尊重しあい、共に安心して快適に暮らすことのできる地域づくりを推進していく必要があります。



【施策の方向】

1)外国人の生活習慣や文化等の理解の促進

地域社会において、異なる文化や価値観を互いに認め尊重し合える環境づくりのため、外国人との交流の場の創出に努め、外国人の生活習慣や文化等の理解をするとともに、日本のマナー、文化、生活習慣等の理解を促進します。

2)外国人への生活支援

外国人が日常生活において困惑しないように、外国語の情報やコミュニケーションの充実に努めるとともに、外国人向け相談窓口の設置について検討し、多文化共生社会の実現に努めます。

3)ヘイトスピーチを許さない取り組み

平成28年6月に施行された「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、不当な差別的言動は許されないことを周知します。

感染症患者

【現状と課題】

HIVやハンセン病、新型コロナウイルス等の感染症に対する正しい知識や理解の不足、誤解等により、これらの感染症等にかかった患者や回復者、またそれらの家族が日常生活や職場、医療現場等で差別やプライバシーの侵害を受ける問題が発生しています。

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)は進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患で、エイズ(後天性免疫不全症候群)を引き起こすウイルスのことです。エイズは、HIVに感染して免疫力が低下し、様々な疾患を発症した状態を言います。HIVは感染力が弱く、日常生活(握手・入浴等)では感染しないため、正しい知識をもって予防対策をとることで、HIV感染のリスクを減らすことができます。また、医療の進歩により様々な治療薬が開発され、体内にいるHIVの増殖を抑え、免疫力を維持することが可能になっています。平成10年からはHIV感染者等が機能障害として障害認定の対象となり、支援体制も整備されています。

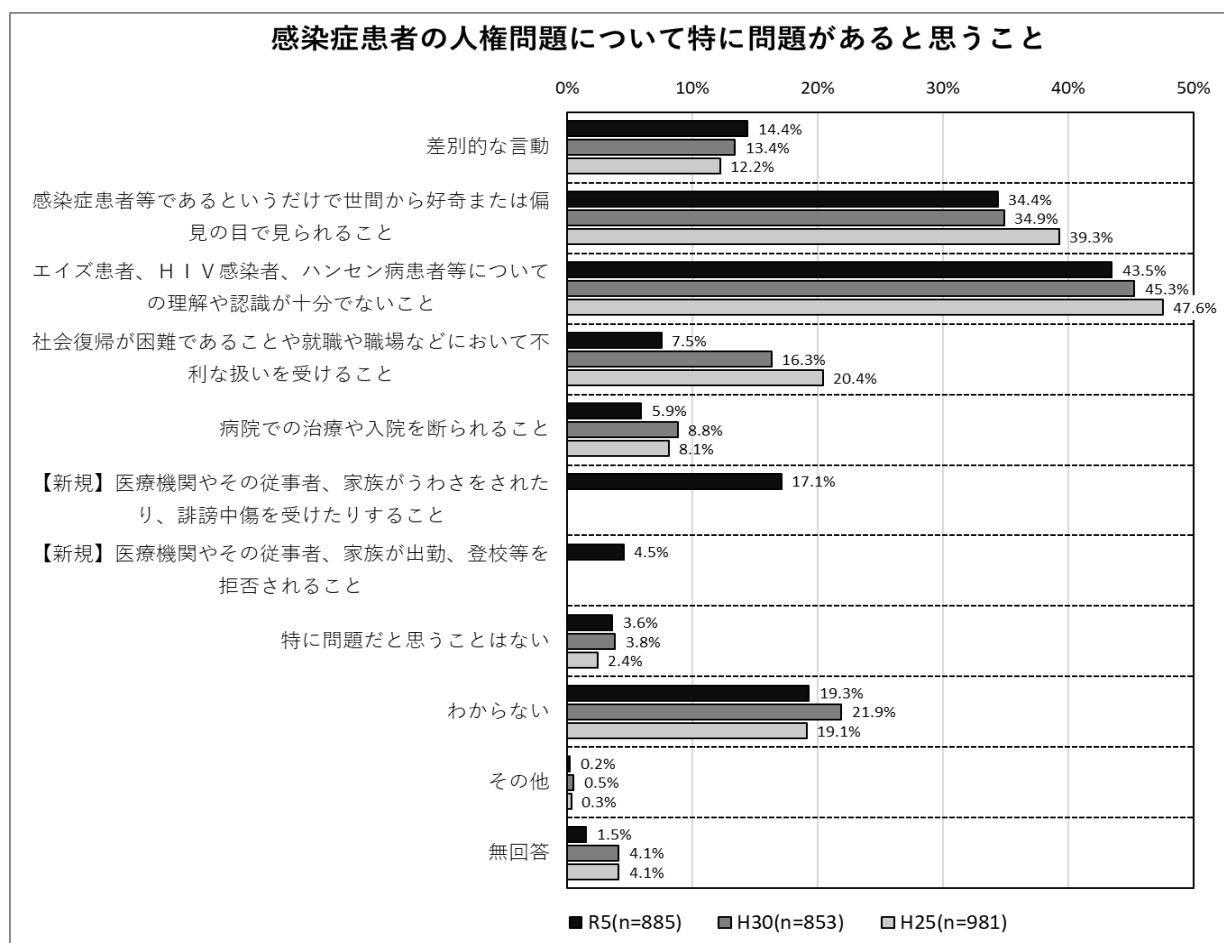
また、ハンセン病に関する人権問題について、誤った知識や情報等により、明治40年の「らい予防に関する件」に始まり、患者を強制的に隔離してきました。平成8年に「らい予防法」が廃止され、約90年続いた強制隔離政策はようやく終結することとなりました。

しかし、患者等は今もなお、根強く残る偏見や差別に苦しんでいます。これらの偏見や差別意識を解消するためには、こうした歴史についての正しい知識の普及・啓発が必要です。

平成11年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」では、感染症患者等の人権に配慮することを目指しています。

また、令和2年に新型コロナウイルス感染症が世界的にまん延し、同年、日本国内、県内でも感染症が確認され、その後長期にわたって感染拡大防止対策と感染者に対する医療措置が取られました。その一方で、感染者、医療従事者やその家族、さらにワクチン接種に関わる誹謗中傷や偏見、差別が大きな社会問題となりました。

市民意識調査の結果では、43.5%の方が「エイズ患者、HIV感染者、ハンセン病患者等についての理解や認識が十分でないこと」、34.4%の方が「感染症患者等であるというだけで世間から好奇または偏見の目で見られること」と回答しており、感染症患者等やその家族に対しての偏見や差別を解消するためには、一人ひとりがHIV、エイズ、ハンセン病、新型コロナウイルス等の感染症に関する正しい知識を持つことが必要です。



【施策の方向】

1)正しい知識の普及や啓発活動の推進

感染症等について、病気に対する知識不足から、感染症患者やその家族に対する差別や偏見が少なくありません。そのため、正しい知識の普及、啓発に努めます。

2)感染症患者等の相談・支援体制の周知

感染症に対する不安や悩みを解消するため、保健所や医療機関等と連携を図り、相談窓口や相談体制を周知します。

刑を終えて出所した人

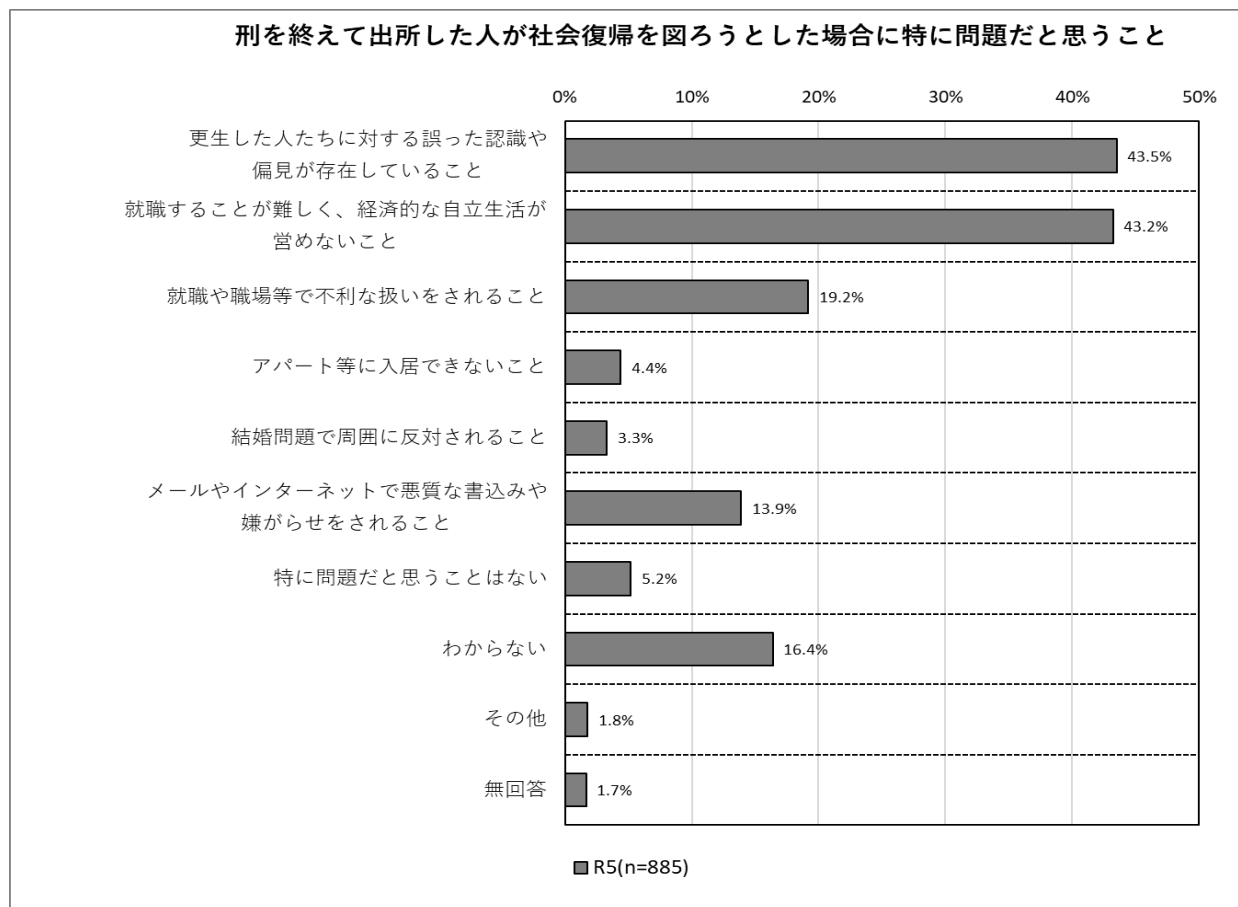
【現状と課題】

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別は、本人の更生の意欲にかかわらず根強く残っており、就職や住居に関する差別をはじめ、社会復帰の妨げとなっています。また、マスコミによる過剰な報道や、犯罪等とは無関係な人々の発言や行動により、プライバシーや名誉を侵害するような問題が発生しています。また、被疑者、被告人及び受刑者やその家族についても、同様な人権侵害を受ける問題が発生しています。

国では、平成28年に「再犯防止等の推進に関する法律」が制定され、平成29年に「再犯防止推進計画」が策定されました。また、県においても平成30年に「岐阜県再犯防止推進計画」が策定され、本市においても、「関係機関が一丸となって協力できる体制をつくる」ことをコンセプトに令和3年3月に「多治見市再犯防止推進計画」を策定し、関係機関と連携した啓発運動や各種支援を行っています。

市民意識調査の結果では、43.5%の方が「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」、43.2%の方が「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと」を問題だと思っていると回答しています。

刑を終えて出所した人、被疑者、被告人及び受刑者等やその家族が、再び地域社会で安心して日常生活を営むためには、周囲の人々による正しい理解と社会復帰の支援が必要です。



【施策の方向】

1) 刑を終えて出所した人等の人権を尊重する教育・啓発の推進

刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別解消を目指し、関係機関と連携して教育・啓発の推進に努めます。

2) 社会復帰の支援

保護観察対象者に対し、社会復帰支援等を行う更生保護団体や更生保護施設の活動を支援します。また、刑を終えて出所した人等についても、同様に社会復帰を支援します。

犯罪被害者等

【現状と課題】

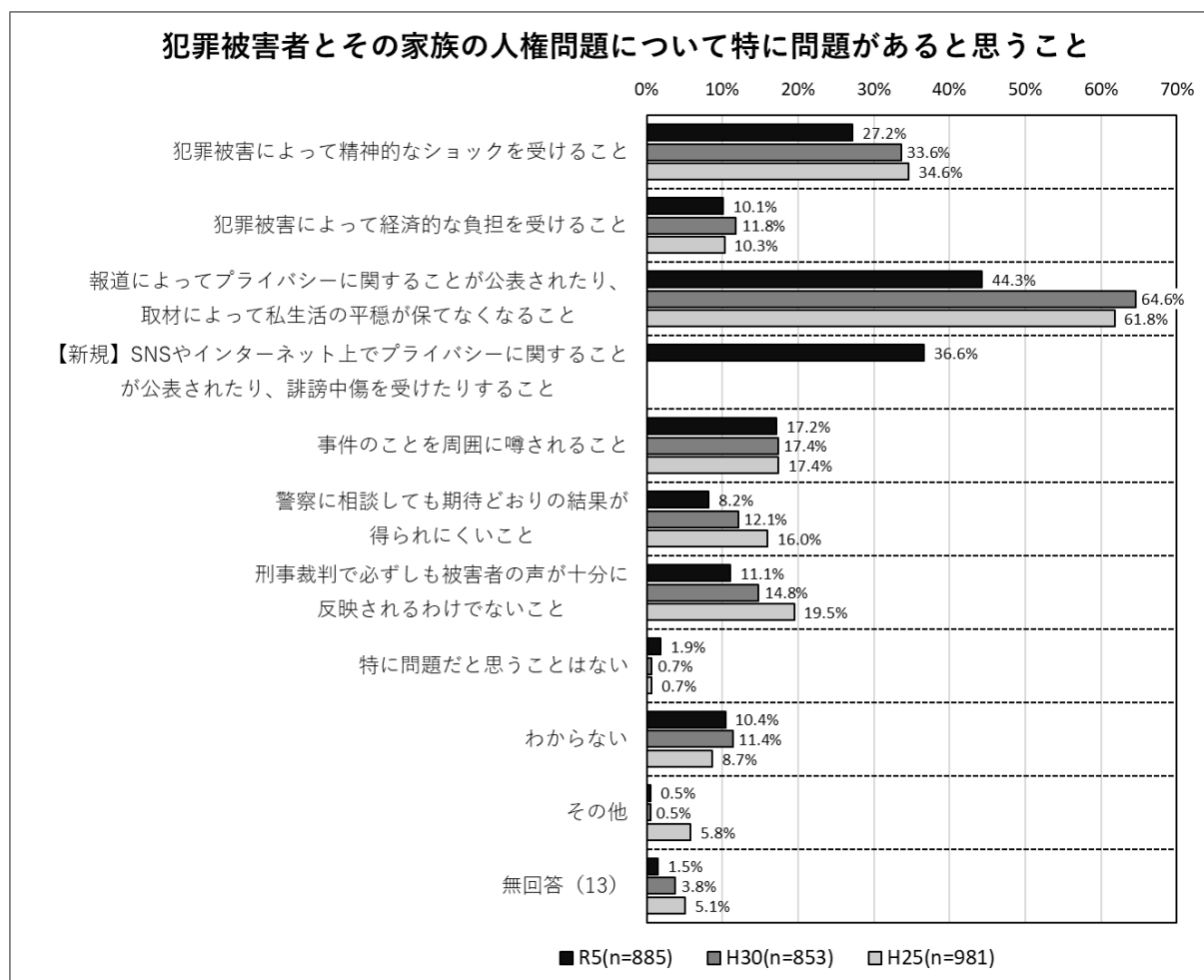
犯罪被害者やその家族には、命を奪われ、家族を失う等直接的な被害のほかに、周囲の好奇の目や誤解に基づく誹謗中傷等行き過ぎた「二次的被害」に苦しめられる問題があります。

国においては、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年4月に「犯罪被害者等基本法」を施行、同年12月には、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」、平成23年3月には、第2次基本計画を策定しました。

本市では、令和元年10月に「多治見市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等のための施策を推進しています。

市民意識調査の結果では、44.3%の方が「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」、27.2%の方が「犯罪被害によって精神的なショックを受けること」と回答しています。

犯罪被害者やその家族が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は平穏な生活への配慮の重要性等について、犯罪被害者等支援条例の基本理念に基づいた取り組みが必要です。



【施策の方向】

1)犯罪被害者等の人権を尊重する教育・啓発の推進

犯罪被害者等の名誉や生活の平穏への配慮の重要性等に関する理解や共感を深める教育・啓発を推進します。

2)犯罪被害者等が安心して暮らすことができる相談・支援の充実

犯罪被害者等に対する相談窓口の周知や関係機関との連携により、必要な相談・支援につなげます。

インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

高度情報化社会が急速に進展し、パソコン、スマートフォンやタブレット端末等によるインターネット利用は広く定着し、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)や動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も急増しています。

しかし、機器の利便性、発信者の匿名性、情報発信の容易性、情報拡散スピード等の特性から、個人に対する誹謗中傷や、プライバシー侵害事例が増加し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

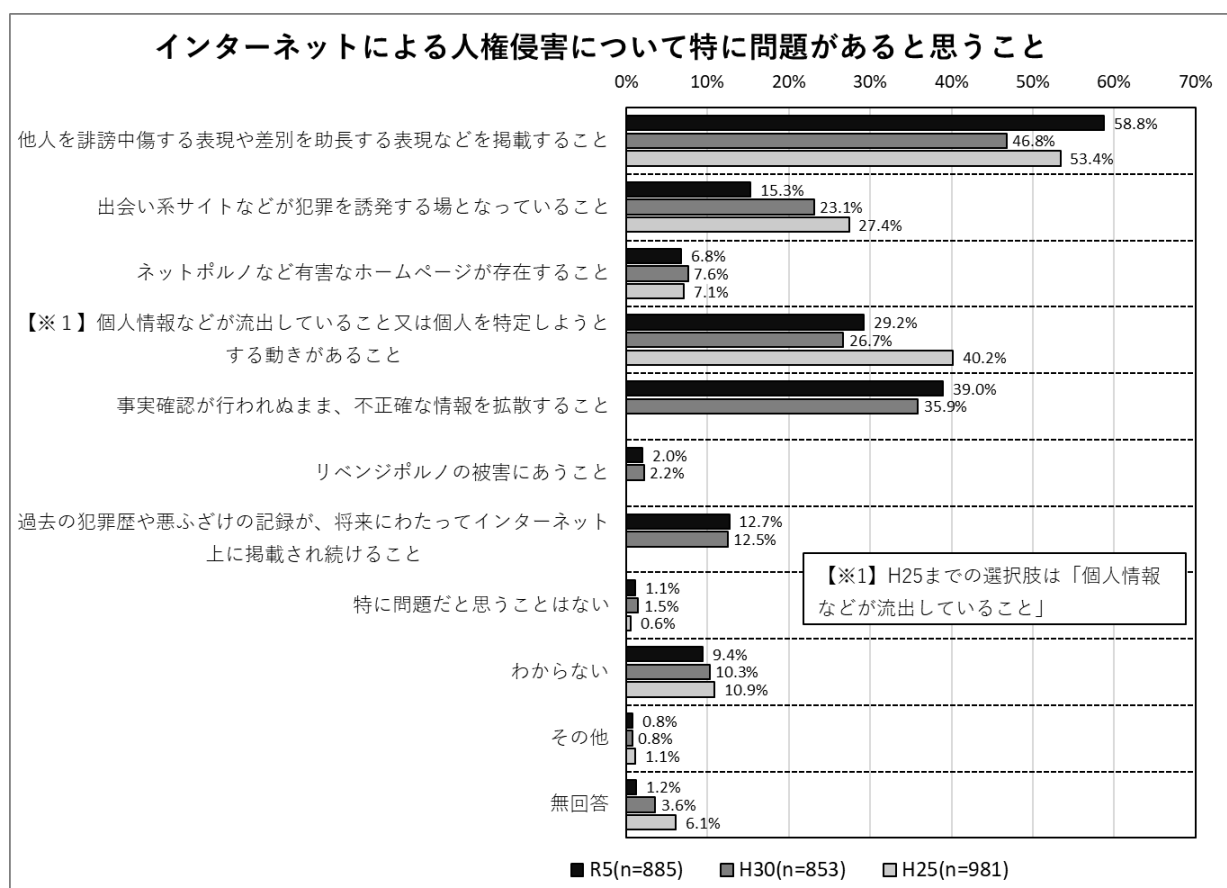
これらに関し、国では、平成13年に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が制定され、インターネット上の人権侵害が起きた際の特定電気通信役務提供者における対応や責任が明らかにされ、徐々に規制が進められています。その後、令和3年に一部改正が行われ、発信者情報の開示の簡易・迅速化が図られました。

また、平成21年に総務省が「違法・有害情報相談センター」を設置し、インターネット上の違法・有害情報に適切に対応するため、相談の受付や、対応へのアドバイス、情報提供を行っています。

さらに「コミュニティサイト」による子どもの性的被害が増加していることに加え、過激な暴力シーンや児童ポルノのサイト等が、子どもを巻き込む犯罪等を引き起こす原因のひとつになっていると考えられます。平成20年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が制定、平成29年に改正され、18歳未満の青少年のフィルタリングサービスの義務付けが強化されました。

市民意識調査の結果では、58.8%の方が「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などを掲載すること」、39.0%の方が「事実確認が行われぬまま、不正確な情報を拡散すること」と回答しています。

こうしたことから、一人ひとりがインターネットの利点と問題点を正しく理解し、人権を侵害する情報をインターネットに掲載しないように啓発していくことが必要です。



【施策の方向】

1) インターネット上の人権侵害を防止するための教育・啓発の推進

個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、人権意識をもってインターネットを利用する教育・啓発活動に取り組みます。

2) インターネットに書きこまれた人権侵害の対応

インターネット上には、差別的表現等の拡散に加え、子どもの性犯罪につながるような様々なコミュニケーションサイトが掲載されており、法務局等の関係機関と連携することで、こうした情報の発信者や情報の管理人であるプロバイダ等に削除要請することができることを啓発し、相談窓口を周知する等適切な対応に取り組みます。

3) 安全・安心なインターネット利用の啓発

個人、企業、行政等を問わず、インターネットの利用にあたっては、他の人の人権への配慮に心がけること、情報セキュリティ対策をとること、ルールやマナーを守ること、個人情報を保護すること等について啓発していきます。

性的マイノリティ

【現状と課題】

性的指向(※)や性自認(※)を理由として、偏見や差別、さらに性別の区分を前提とした社会生活上の制約を受けること等が存在し、日常生活での困難、ストレスや孤独感を抱いている人々がいます。

性別が「男性」と「女性」であることが普通という固定的な考えは、それに当てはまらないマイノリティ(少数者)の人たちに対する偏見、差別の原因となっています。多数だから「普通」、少数だから「特別」というわけではありません。

世界保健機関は、平成30年6月に「国際疾病分類」を改定し、性同一性障害が「精神疾患」から外れることになり、「性の健康に関連する状態」という分類の中の項目となりました。これにより国際的には「性同一性障害」という概念が消滅し、障がいでも病気でもないと宣言されたこととなります。また、令和5年6月に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

県では、令和5年に、二人が、お互いの人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力して継続的な生活を共にすることができる「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。県内自治体においても、県の制度に基づき、各種サービスを提供できるようになってきています。

しかしながら、市民意識調査の結果では、「性的指向・性自認を理由とする人権について特に問題があると思うこと」の質問に対して、43.3%の方が「社会的理解度が低いため、世間から好奇又は偏見の目で見られること」と最も高く、次いで「法律が整備されていないこと」が20.6%と回答しています。

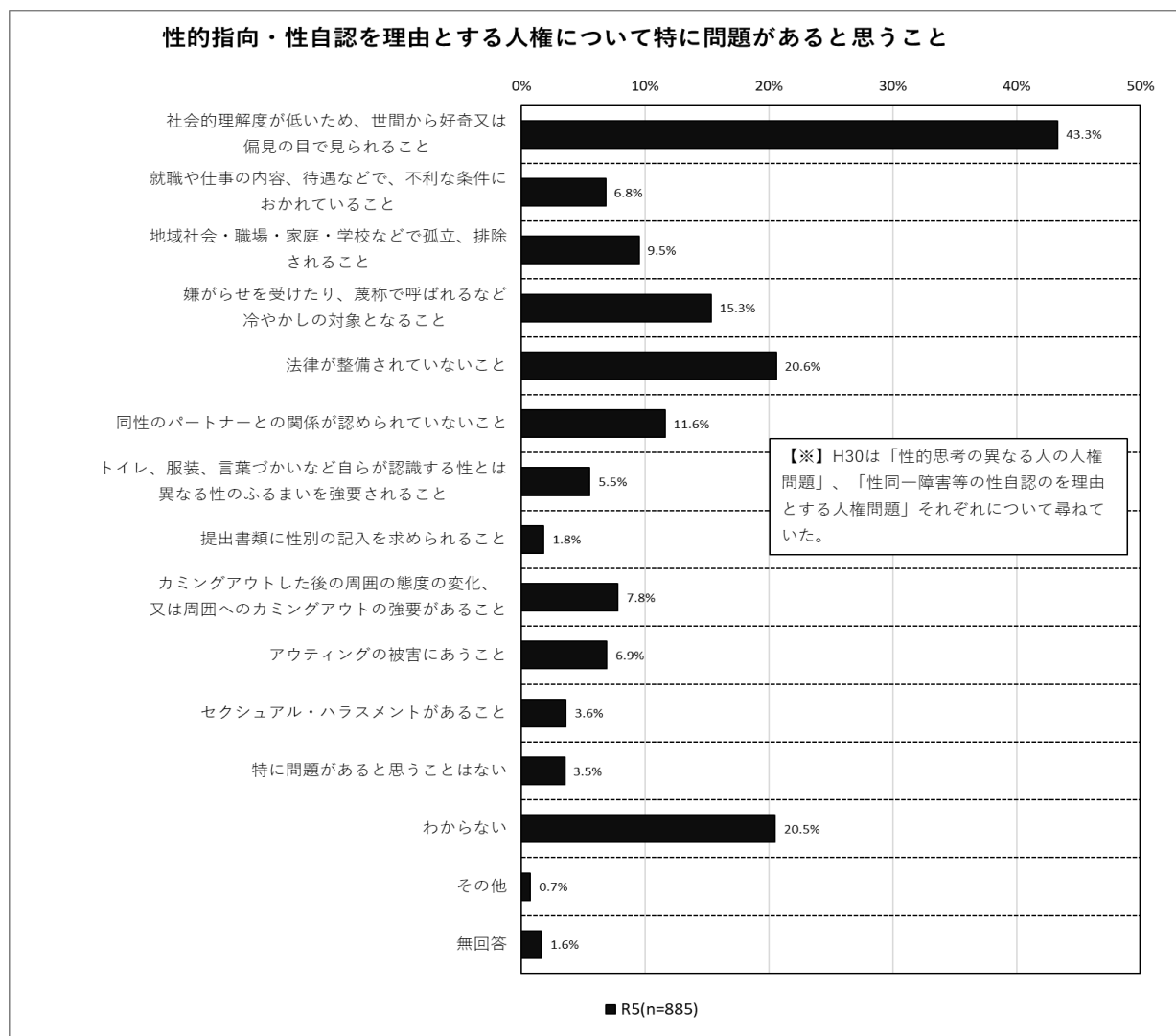
性的マイノリティに対する理解を深めるための教育・啓発により偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消していくことが必要です。

※性的指向

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向です。

※性自認

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。



【施策の方向】

1)多様な性に関する理解を深める教育・啓発の推進

多様な性に関する正しい知識の普及と理解を深め、偏見や差別の解消を目指した教育・啓発を推進します。また、地域社会、職場、家庭、学校において、性的指向及び性自認について正しい理解を促します。

2)安心して暮らせる環境づくり

性的マイノリティの人が自分らしく生きられるような制度の見直しや施策を推進します。

災害に伴う人権問題

【現状と課題】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、地震や津波の発生により、東北地方と関東地方と太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、多くの人々の尊い命や財産が奪われました。

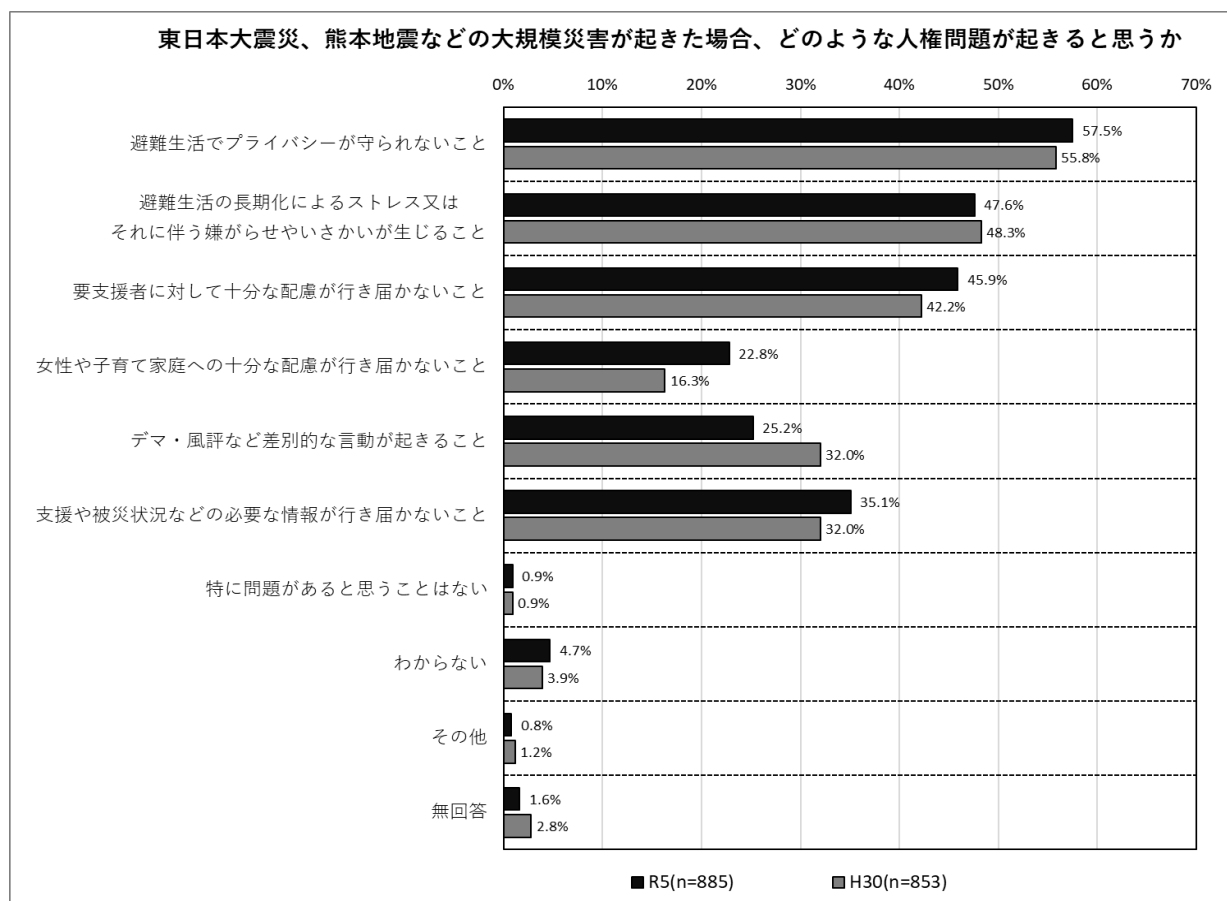
また、震災に起因した原子力発電所の事故により、周辺住民に避難指示が出される等、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

東日本大震災以降も、平成28年の熊本地震や平成30年の西日本豪雨が起きており、直近では令和6年に能登半島地震が起き、今もなお避難所生活をされている方もいます。

これらの災害において、避難所等における様々な人権問題が明らかになり、プライバシーの確保や女性、子ども、障がいのある人、高齢者等への配慮の重要性が改めて認識されました。

市民意識調査の結果では、「東日本大震災、熊本地震などの大規模災害が発生した場合に起きると思う人権問題について」の質問に対して、57.5%の方が「避難生活でプライバシーが守られないこと」と回答し、次いで47.6%の方が「避難生活の長期化によるストレス又はそれに伴う嫌がらせやいさかいが生じること」、45.9%の方が「要支援者に対して十分な配慮が行き届かないこと」と回答しています。

近い将来、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震においても、甚大な被害が起こりうると考えられています。災害被害者がおかれている状況や必要な配慮が何であるかを理解し、非常時においても全ての人の人権が尊重されるよう、人権意識を向上させる取り組みが必要です。



【施策の方向】

1)災害時に要配慮者の視点を踏まえた避難所の運営

「避難所開設・運営の手引き(※)」に沿って、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等の人権に配慮した避難所開設・運営ができるよう努めます。

2)防災・災害分野への女性等の参画の推進

防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画を推進します。

※避難所開設・運営の手引き

自治会、自主防災組織、市職員、学校教員、施設管理者等、避難所業務に従事する者が一体となり迅速かつ円滑に避難所運営を行う基本的事項をまとめたもの。

働く人

【現状と課題】

近年の日本では、社会構造や経済環境の変化等を背景に、契約社員や派遣社員、パートタイム労働者等の非正規雇用の労働者が増加しており、令和6年に公表された総務省統計局の労働力調査では、雇用形態別雇用者の全体のうち36.6%が非正規雇用者という結果が出ています。このような雇用情勢の中、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に身体的、精神的苦痛を与える「パワーハラスメント」、従業員に対する「セクシュアルハラスメント」等、様々な「ハラスメント」が問題となっています。

平成11年4月に施行された改正男女雇用機会均等法で、セクシュアルハラスメントに係る規定が創設され、平成19年4月に施行された同改正法では、セクシュアルハラスメント防止のために、事業主には職場における必要な「措置を講ずる義務」があると定めました。

平成26年7月に施行された同改正法の規定に関する「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」では、男女を問わずセクハラの対象となることが明示されました。

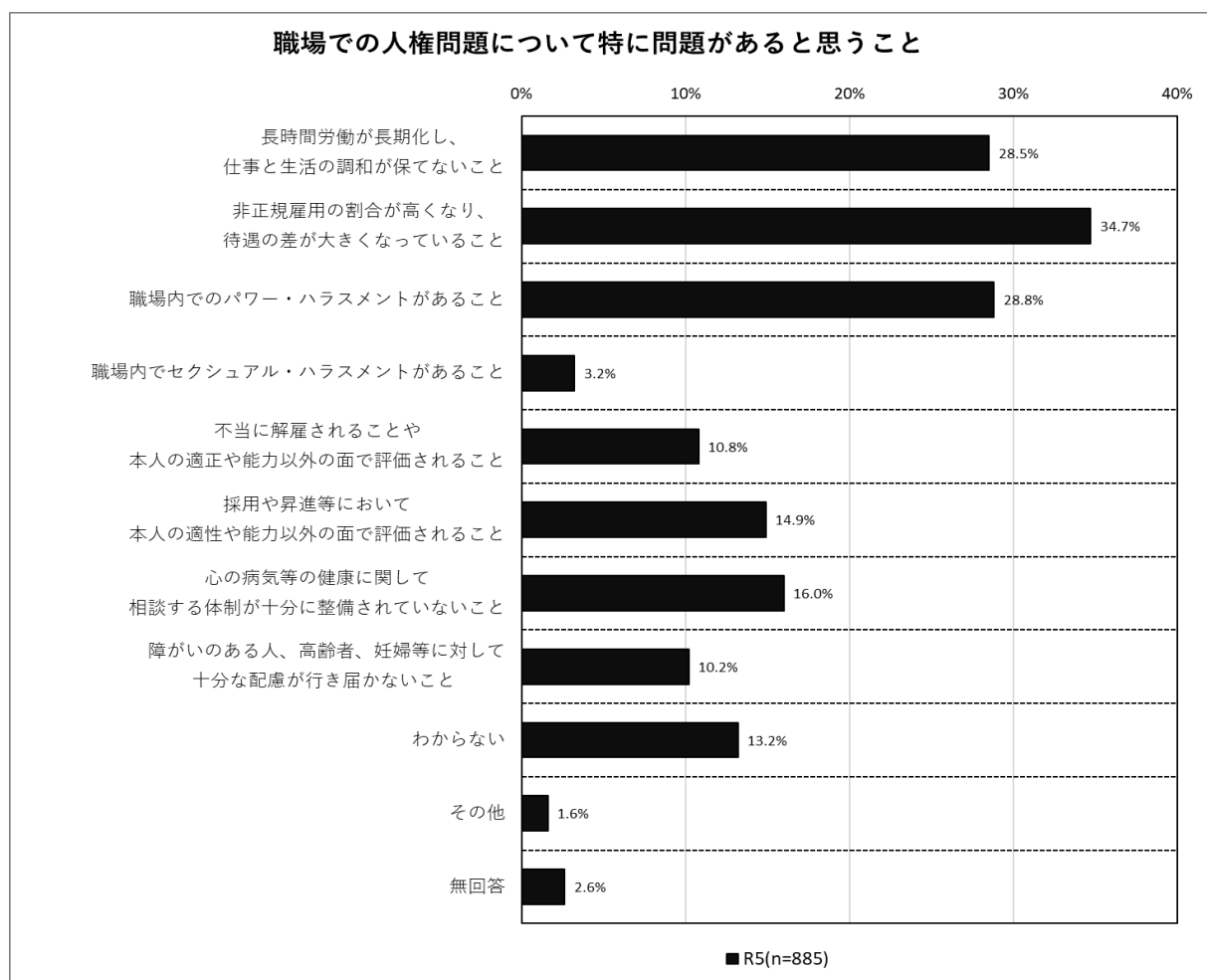
平成28年3月の改正では、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設され、マタニティハラスメントに関する規定が設けられました。

また、厚生労働省が平成24年1月に発表した「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ」の報告書において、「パワーハラスメントとは、同じ職場に働く人に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為」と定義しました。

一方で、近年、顧客や取引先からの暴力や悪質なクレーム等の著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）等が社会問題化している状況も見られます。カスタマーハラスメントについては、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」において望ましい取り組みに位置付けられているほか、関係省庁や企業との連携により「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」が作成され、周知・広報等が行われていますが、関係省庁等と連携してより一層取り組みを行う必要があります。

こうしたハラスメントに関する問題のほかにも長時間労働の長期化による過労死、仕事と生活の調和が保てないこと等が大きな問題となるなか、時間外労働の上限規制等の働き方改革関連法が平成31年4月から順次施行されました。

このように、就労者を取り巻く環境がめまぐるしく変化していることから、就労支援や多様化、複雑化している労働相談への対応、変化に応じた支援策や雇用の場における男女の均等待遇、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進等、良好な職場環境づくりに向けた取り組みが必要です。



【施策の方向】

1)労働時におけるハラスメントの防止

労働時におけるハラスメント等の人権侵害を防止するための啓発を推進します。

2)働く人の人権を尊重する教育・啓発の推進

正規雇用・非正規雇用や性別、年齢等を理由とした職場における差別的な処遇をなくすよう人権尊重の教育・啓発を推進します。

アイヌの人々

【現状と課題】

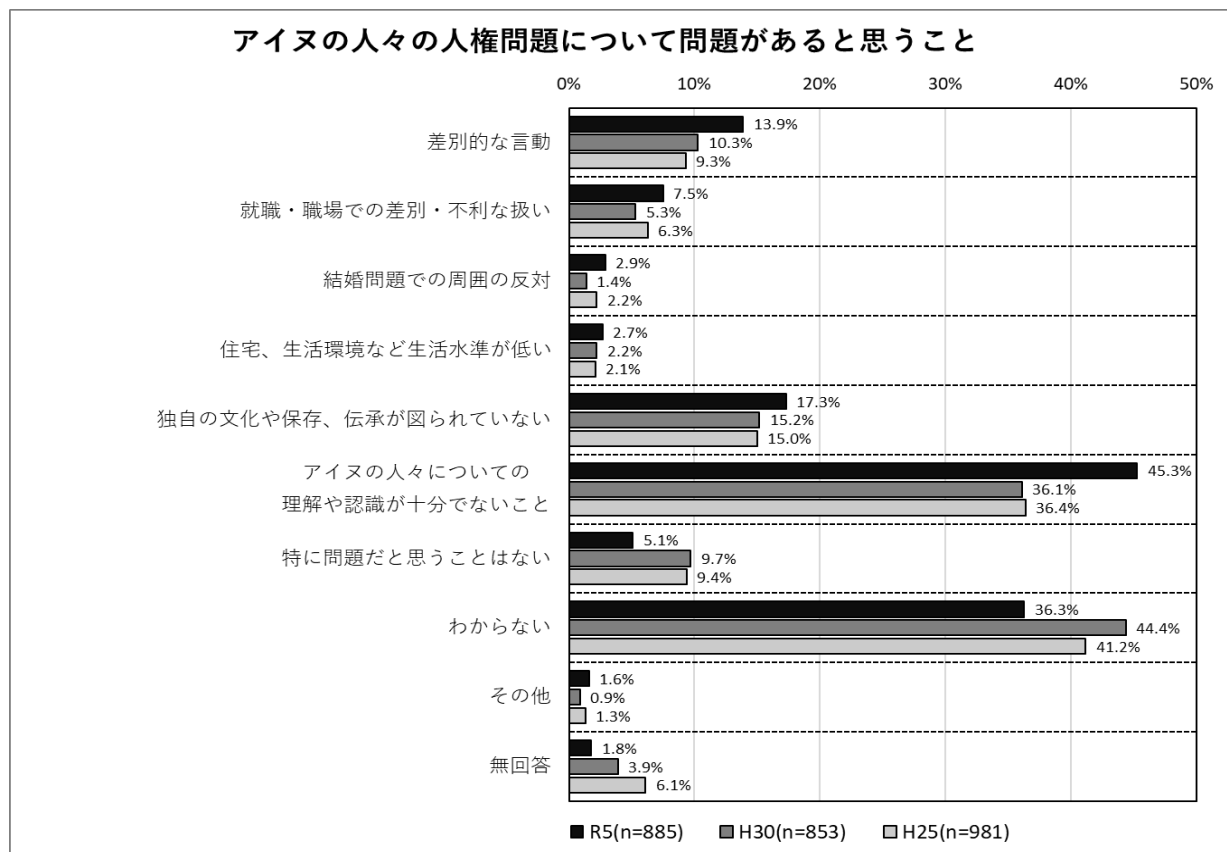
アイヌの人々は、北海道を中心に居住している先住民族で、固有の文化や生活習慣等を育んできました。しかし、江戸時代の松前藩による支配や、明治維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策により、文化や伝統の保存、伝承が図られず、また、近年に至るまで、他の人々との経済や教育格差が存在し、結婚や就職等において多くの偏見や差別を受けてきました。

なお、令和元年に、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活でき、その誇りが尊重される社会の実現を目指しています。令和2年にはウポポイ(国立アイヌ民族博物館等を含む「民族共生象徴空間」)が北海道白老町に整備され、アイヌ文化の復興・創造・発展の拠点となっています。

アイヌの人々に関する歴史や伝統、文化等についての理解不足による偏見や差別をなくすため、正しい理解を促進するための啓発活動が求められています。

市民意識調査の結果では、45.3%の方が「アイヌの人々についての理解や認識が十分でないこと」と回答しており、アイヌ民族に関する正しい知識と理解が不足していることがわかります。

このため、先住民族であるアイヌの人々の人権を尊重する観点から、アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発が必要です。



【施策の方向】

1)アイヌの人々に対する理解を深める教育・啓発の推進

アイヌの人々の歴史や文化に対する理解や関心を深め、差別や偏見をなくすための教育・啓発を推進します。

学校教育における歴史学習等を通じて、アイヌの歴史や文化等について触れていきます。

人身取引

【現状と課題】

性的搾取や強制労働、臓器売買等を目的とした人身取引は、重大な犯罪であるとともに、深刻な人権侵害です。

昭和24年に「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」が、平成12年には「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」が国連総会により議決され、人身取引の防止や被害者の保護及び援助に対し、国家を超えて取り組むことが定められました。

国においては、令和4年に策定した「人身取引対策行動計画2022」に基づき、関係する行政機関等が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護・支援を推進しています。

関係機関と連携し、啓発活動を行うことで、人身取引による人権問題の関心と認識を高めていくことが必要です。

【施策の方向】

1) 人身取引の現状を理解するための教育・啓発の推進

人身取引について、国内でも発生する問題であること等市民の関心と認識を深めるための教育・啓発を推進します。

北朝鮮当局による拉致問題

【現状と課題】

国は、平成18年6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めること等を国及び地方公共団体の責務とするとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めました。

また、平成23年4月には、拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるための取組を積極的に推進することを目的として、「人権教育・啓発に関する基本計画」が一部変更され、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が加えられました。

本市では、平成30年に拉致問題啓発事業として、政府拉致問題対策本部、県、本市が共催、法務省、文部科学省が後援する拉致問題啓発舞台演劇を開催し、市民の関心と認識の向上を図りました。

拉致問題の早期解決のためには、あらゆる機会を通じ 早期解決を訴え、この問題についての市民の関心と認識を深めていくと同時に、北朝鮮当局による拉致問題によって、この問題とは無関係な在日韓国・朝鮮人への人権侵害が起きないように配慮が必要です。

【施策の方向】

1) 拉致問題の理解と関心を深める教育・啓発の推進

北朝鮮当局による拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、関心と理解を深める教育・啓発を推進します。

ホームレス

【現状と課題】

失業や家庭問題、新型コロナウイルス感染症等様々な要因により、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずホームレスとなることを余儀なくされている人たちがいます。ホームレスの中には、十分な食事がとることができない等、憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活を送ることができない人もいます。

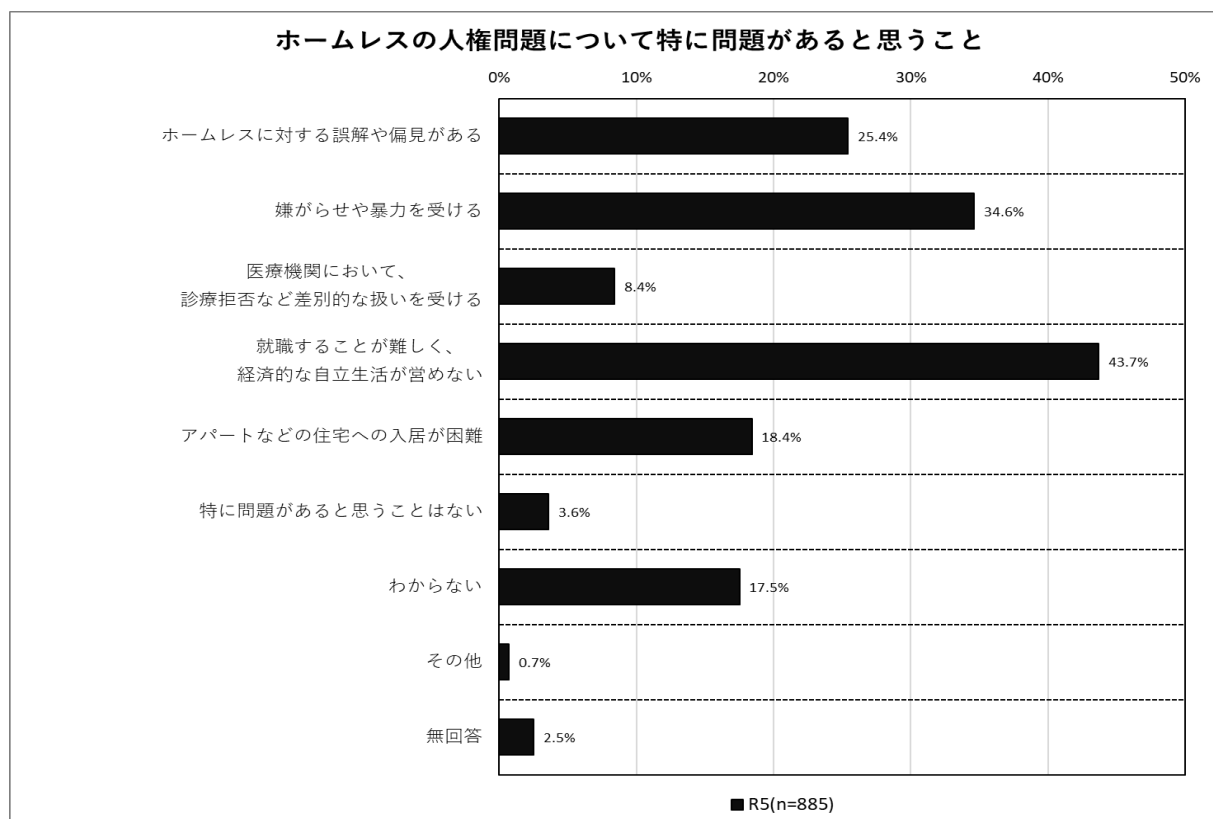
また、地域社会とのあつれきが生じる等、嫌がらせや暴行、殺人等の人権侵害の問題も起きており、令和2年には岐阜市において襲撃事件が起こる等大きな社会問題となっています。

こうした状況の中、国は平成14年に「ホームレス自立支援法」を制定し、国や地方公共団体の責務として、ホームレスの自立等を支援するため、福祉、就労、住居等の分野において総合的な取り組みを行うとともに、ホームレスの人権擁護について啓発を行うことを定めています。

国が、平成28年10月に実施した「ホームレスの実態に関する全国調査」によりホームレスの高齢化や路上(野宿)生活期間の長期化等、最近のホームレスの動向やそれを取り巻く環境の変化が明らかになり、これを踏まえ国では、平成30年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定されました。

この基本方針は、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に関する問題の解決を目的としています。

目的の実現に向け、ホームレス状態にある人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動を行うことが必要です。



【施策の方向】**1)ホームレスの人権を尊重する教育・啓発の推進**

ホームレスへの偏見や差別の解消に向けて、ホームレスへの理解を深める教育・啓発を推進します。

2)ホームレスの自立を支える相談・支援の充実

相談者の状況を踏まえ、生活相談や指導等の必要な支援に努めます。

様々な人権問題

これまでにあげた人権施策の分野以外にも、様々な人権問題が存在しています。また、今後、新たに生じる多様な人権問題についても、それぞれの問題に対応し、啓発等の取り組みを行っていきます。

【施策の方向】

1) 様々な人権教育・啓発の推進

様々な人権問題に対して教育・啓発を推進します。

2) 様々な相談窓口の周知

様々な人権問題に対応する相談機関も異なっています。各機関が設置している相談窓口の周知を図ります。

資 料

人権関係年表

年	国連	国	岐阜県	多治見市
昭和 22 (1947)		「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行		
昭和 23 (1948)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行		
昭和 25 (1950)		「身体障害者福祉法」施行 「精神保健法」施行 「生活保護法」施行		
昭和 26 (1951)	「難民の地位に関する条約」採択	「児童憲章」宣言 「社会福祉事業法」施行		
昭和 34 (1959)	「児童権利宣言」採択			
昭和 35 (1960)		「精神薄弱者福祉法」施行	「岐阜県青少年保護育成条例」制定	
昭和 37 (1962)			「岐阜県地方改善促進審議会設置条例」制定	
昭和 38 (1963)		「老人福祉法」施行		
昭和 40 (1965)	「あらゆる形態の人権差別の撤廃に関する国際条約」採択	「同和対策審議会答申」		
昭和 41 (1966)	「国際人権規約」採択		「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問	
昭和 42 (1967)			「岐阜県地方改善事業推進協議会設置要綱」制定 「岐阜県地方改善促進審議会答申」	
昭和 43 (1968)	「国際人権年」			
昭和 44 (1969)		「同和対策事業特別措置法」施行	「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問	
昭和 45 (1970)		「心身障害者対策基本法」施行	「岐阜県地方改善促進審議会答申」 「岐阜県同和対策事業長期基本計画」策定	
昭和 46 (1971)	「精神遅滞者の権利宣言」採択 「人種差別と闘う国際年」			
昭和 47 (1972)		「勤労福祉婦人法」施行	「岐阜県同和対策事業長期基本計画」改訂	
昭和 49 (1974)			「岐阜県同和教育基本方針」決定	
昭和 50 (1975)	「障害者の権利宣言」採択 「国際婦人年」 「国連婦人年の 10 年」(1976～1985)の決議を採択			
昭和 51 (1976)	「国際人権規約」発効			「人権擁護モデル都市宣言」採択

昭和 54 (1979)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択 「国際児童年」	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」批准		
昭和 56 (1981)	「国際障害者年」	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」施行 「障害者の日」制定		
昭和 57 (1982)	「国連障害者の 10 年」 (1983～1992) の宣言	「地域改善対策特別措置法」施行		
昭和 58 (1983)				「多治見市福祉環境整備指針」策定
昭和 60 (1985)	ILO「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」締結		
昭和 61 (1986)	「国際平和年」	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」施行	「岐阜県婦人行動計画」策定	
昭和 62 (1987)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行 「精神衛生法」から「精神保健法」へ改正		
平成元 (1989)	「児童の権利に関する条約」採択	「後天性免疫普選症候群の予防に関する法律」施行 「高齢者保健福祉十カ年戦略（ゴールドプラン）」策定		
平成 3 (1991)	「高齢者のための国連原則」採択			
平成 4 (1992)	UNESCAP「アジア太平洋障害者の 10 年」の決議を採択（1993～2002）			
平成 5 (1993)	世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」採択 「世界の先住民の国際年」「世界の先住民の国際年の 10 年」の決議を採択（1995～2004） 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	障害者対策推進本部が「障害者対策に関する新長期計画」策定 「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正	「岐阜県老人福祉計画」策定	
平成 6 (1994)	「国際家族年」 「人権教育のための国連 10 年」の決議を採択（1995～2004）	「児童の権利に関する条約」批准 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」施行 「新ゴールドプラン」策定	「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画」策定	「多治見市福祉環境整備指針」改訂

平成 7 (1995)	「第 4 回世界女性会議」で「北京宣言及び行動要領」採択	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」締結 「高齢社会対策基本法」施行 「人権教育のための国連 10 年推進本部」設置 「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ改正 障害者対策推進本部 「障害者プラン（ノーマライゼーション 7 カ年戦略）」策定	「岐阜県障害者基本計画」策定	
平成 8 (1996)		「らい予防法の廃止に関する法律」施行 「地域改善対策協議会意見具申」 「男女共同参画 2000 プラン」策定 「高齢者社会福祉大綱」策定	「ぎふ子どもいきいき夢プラン(岐阜県子育て支援計画)」策定	「多治見市児童育成計画」策定
平成 9 (1997)	「貧困撲滅のための国連 10 年」(1997～2006)	「人権擁護施策推進法」施行 「男女雇用機会均等法」改正 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行 「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」策定	「岐阜県国際協力推進プラン」策定 「岐阜県同和行政基本方針」策定	
平成 10 (1998)		「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正	「岐阜県障害者プラン」策定 「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」設置 「岐阜県福祉のまちづくり条例」制定	「たじみ男女共同参画プラン」策定 「第 1 期多治見市障害者計画」策定
平成 11 (1999)	「国際高齢者年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 「男女共同参画社会基本法」施行 「人権擁護推進審議会答申」(人権教育・啓発の在り方) 「ゴールドプラン 21」策定 「改正高齢社会対策基本法」施行 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行	「岐阜県男女共同参画プラン」策定 「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会」設置	

平成 12 (2000)	「武力紛争への参加に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」 「児童売春、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 「女性 2000 年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択	「任意後見契約に関する法律」施行 「外国人登録法」改正（指紋押捺制度全廃） 「民事法律扶助法」施行 「刑事訴訟及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」施行 「児童虐待の防止に関する法律」施行 「ストーカー行為等の規制に関する法律」施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定	「岐阜県人権啓発センター」設置 「岐阜県生涯安心計画」策定 「岐阜県青少年育成アクションプラン」策定	
平成 13 (2001)	「世界の子どもたちのための平和と文化と非暴力のための国際の 10 年」（2001～2010）	「雇用対策法」改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）施行 「新しい高齢社会対策大綱」策定 人権擁護推進審議会 「人権擁護委員制度の改革について」答申 「ハンセン病療養所入所等に対する補償金の支給等に関する法律」施行	「岐阜県地方改善促進審議会」に諮問 「岐阜県地方改善促進審議会答申」	「多治見市福祉環境整備指針」改訂
平成 14 (2002)		「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 「身体障害者補助犬法」施行 「障害者基本計画」策定	「人権宣言」県議会決議 「岐阜県人権同和教育基本方針」決定	「たじみ子どもプラン～多治見市エンゼルプラン～」策定 「多治見市健康づくり計画」策定

平成 15 (2003)	「国際識字の 10 年」 (2003～2012)	「個人情報保護に関する法律」施行 「次世代育成支援対策推進法」施行 「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行 「少子化社会対策基本法」施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」施行 「心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」施行	「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」制定 「岐阜県人権施策推進指針」策定 「岐阜県新・生涯安心計画」策定	「多治見市子どもの権利に関する条例」制定 「たじみ男女共同参画プラン(改訂版)」策定 「多治見市高齢者保健福祉計画 2003」策定 「多治見市福祉基本条例」制定 「多治見市福祉環境整備指針」改訂
平成 16 (2004)	「人権教育のための世界計画」採択	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 「DV防止法」の改正	「岐阜県男女共同参画計画」策定 「岐阜県障害者支援プラン」策定	「多治見市子どもの権利に関する推進計画」策定 多治見市子どもの権利相談室を開室 「多治見市地域福祉計画」策定 「多治見市福祉環境整備指針」改定
平成 17 (2005)	「生命倫理と人権に関する世界宣言」ユネスコ総会で採択	「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行 「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定	「岐阜県青少年健全育成計画」策定	「多治見市男女共同参画推進条例」制定 「第 2 期多治見市障害者計画」策定 「多治見市障害者健康福祉計画」策定 「第 2 期多治見市バリアフリー整備計画」策定 「次世代育成支援対策行動計画～たじみ子ども未来プラン」策定
平成 18 (2006)	「障害のある人の権利に関する条約の選択議定書」採択 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」採択	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「障害者自立支援法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 「日本司法支援センター(法テラス)」業務開始	「岐阜県青少年健全育成計画」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	「第 1 期多治見市障害者福祉計画」策定 「多治見市高齢者保健福祉計画 2006」策定
平成 19 (2007)	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	「男女雇用機会均等法」改正	「岐阜県多文化共生推進基本方針」策定 「安心して子どもを生育できることが出来る岐阜県づくり条例」施行	

平成 20 (2008)	「ハンセン病差別撤廃決議」採択 「障害者の権利に関する条約」発効	「DV防止法」改正 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行	「岐阜県人権施策推進指針(第1次改定)」策定	「第2次たじみ男女共同参画プラン」策定 「多治見市人権に関する市民意識調査」実施 「たじみ教育生き生きプラン」策定 「多治見市福祉環境整備指針」改訂
平成 21 (2009)		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行	「岐阜県男女共同参画計画(第2次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定 「岐阜県高齢者安心計画(第4期)」策定	「多治見市人権施策推進指針策定委員会」設置 「第2次子どもの権利に関する推進計画」策定 「第2期多治見市地域福祉計画」策定 「多治見市高齢者保健福祉計画2009」策定 「第3期多治見市障害者計画」策定
平成 22 (2010)	第65回国連総会本会議において「ハンセン病差別撤廃決議」採択	「子ども・若者育成支援推進法」施行	「第2期岐阜県障がい者支援プラン」策定	「多治見市人権施策推進指針」策定 「第3期多治見市バリアフリー推進計画」策定 「次世代育成支援対策行動計画～たじみ子ども未来プラン～後期計画」策定
平成 23 (2011)		「障害者基本法」改正 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行	「第2次岐阜県青少年健全育成計画」策定 「岐阜県人権教育基本方針」策定 「第3期岐阜県障害福祉計画」策定	「多治見市高齢者保健福祉計画2012」策定
平成 24 (2012)			「岐阜県高齢者安心計画(第5期)」策定 「岐阜県多文化共生推進基本方針」改定	「第3期多治見市障害者福祉計画」策定 「第4期多治見市障害者計画」策定
平成 25 (2013)		「いじめ防止対策推進法」施行 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行 「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正	「岐阜県人権施策推進指針(第二次改定)」策定	「第2次たじみ男女共同参画プラン後期計画」策定 「第2次子どもの権利に関する推進計画後期計画」策定 「第3期多治見市地域福祉計画」策定 「多治見市子育て支援会議」設置 「多治見市子育て支援事業計画ニーズ調査」実施
平成 26 (2014)		「障害者の権利に関する条約」批准	「岐阜県男女共同参画計画(第3次)」策定	「第3期多治見市地域福祉計画」策定

		「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」改正 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」施行 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行	「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次)」策定 「岐阜県家庭教育支援条例」施行 「岐阜県青少年健全育成条例」改正	
平成 27 (2015)		「子ども・子育て支援法」施行 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 「生活困窮者自立支援法」施行	「第3次岐阜県少子化対策基本計画」策定 「岐阜県ひとり親家庭等自立促進計画(第3期計画)」策定 「岐阜県高齢者安心計画(第6期)」策定 「岐阜県障害者総合支援プラン」策定	「多治見市人権施策推進指針(改定版)」策定 「多治見市子育て支援事業計画」策定 「第5期多治見市障害者計画」策定 「第4期多治見市障害福祉計画」策定 「多治見市高齢者保健福祉計画2015」策定 「たじみ子ども未来プラン」策定 「多治見市福祉環境整備指針」改訂
平成 28 (2016)		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行 「再犯防止等の推進に関する法律」施行 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」施行	「第3次岐阜県青少年健全育成計画」策定 「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」施行	
平成 29 (2017)		「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行 「生活困窮者自立支援法」施行	「岐阜県多文化共生推進基本方針」改定	「第3次多治見市子どもの権利に関する推進計画」策定

		「男女雇用機会均等法」改正 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」改正		
平成 30 (2018)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行	「岐阜県人権施策推進指針（第三次改定）」策定 「岐阜県男女共同参画計画（第 4 次）」策定 「岐阜県高齢者安心計画（第 7 期）」策定 「岐阜県再犯防止推進計画」策定	「多治見市高齢者保健福祉計画 2018」策定 「第 3 次たじみ男女共同参画プラン」策定 「第 2 次多治見教育基本計画」策定 「第 6 期多治見市障害者計画」策定 「第 5 期多治見市障害福祉計画」策定 「第 1 期多治見市障害児福祉計画」策定
平成 31/ 令元) (2019)		「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」2019（平 31／令元）年以降、順次施行		「犯罪被害者等支援条例」制定 「第 2 期たじみ子ども未来プラン」策定 「第 4 期多治見市地域福祉計画」策定
令和 2 (2020)		「第 5 次男女共同参画基本計画」策定	「岐阜県感染症対策基本条例」施行	「第 3 次多治見市子どもの権利に関する推進計画」後期計画策定
令和 3 (2021)		「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正 「第 4 次犯罪被害者等基本計画」策定	「岐阜県犯罪被害者等支援条例」施行 「第 4 次岐阜県青少年健全育成計画」改定 「第 3 期岐阜県障がい者総合支援プラン」策定 「岐阜県高齢者安心計画（第 8 期）」策定	「多治見市高齢者保健福祉計画 2021」策定 「再犯防止推進計画」策定 「第 7 期多治見市障害者計画」策定 「第 6 期多治見市障害福祉計画」策定 「第 2 期多治見市障害児福祉計画」策定
令和 4 (2022)		「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済	「岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針」改称・改定 「岐阜県男女共同参画計画（第 4 次）」中間見直し	

		に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」施行 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」改正 「こども基本法」成立		
令和 5 (2023)		「こども基本法」施行 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行	「岐阜県人権施策推進指針（第四次改定）策定 「岐阜県パートナーシップ宣誓制度」実施	「第3次たじみ男女共同参画プラン後期計画」策定 「第3次多治見教育基本計画」策定
令和 6 (2024)		「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 「こども性暴力防止法」施行 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」改正	「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第5次）」策定 「岐阜県男女共同参画計画（第5次）」策定 「岐阜県高齢者安心計画(第9期)」策定 「第4期岐阜県障害者総合支援プラン」策定 「第2期岐阜県再犯防止推進計画」策定	「第8次多治見市総合計画」策定 「多治見市高齢者保健福祉計画2024」策定 「第8期多治見市障害者計画」策定 「第7期多治見市障害福祉計画」策定 「第3期多治見市障害児福祉計画」策定 「たじみ子ども未来プラン」策定

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁

止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日 本 国 憲 法(抄)

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

関連法規等（抜粋）

※条約、法律等は施行日を表記しています。

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(抄)

(昭和 60 年7月1日条約第7号)

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

「男女共同参画社会基本法」(抄)

(平成 11 年6月23日法律第78号)

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(抄)

(平成13年4月13日法律第31号)

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(抄)

(平成12年5月24日法律第81号)

(定義)

第2条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所若しくは通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。)の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

3 この法律において「位置情報無承諾取得等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

二 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

4 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等(第一項第一号から第四号まで及び第五号(電子メールの送信等に係る部分に限る。))に掲げる行為については、身体的安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。)又は位置情報無承諾取得等を反復してすることをいう。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(抄)

(昭和47年7月1日法律第113号)

(性別を理由とする差別の禁止)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

一 労働者の配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格及び教育訓練

二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの

三 労働者の職種及び雇用形態の変更

四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第9条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)

第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 事業主は、労働者が前項の相談を行つたこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)

第11条の3 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(抄)

(平成3年5月15日法律第76号)

(不利益取扱いの禁止)

第10条 事業主は、労働者が育児休業申出等(育児休業申出及び出生時育児休業申出をいう。以下同じ。)をし、若しくは育児休業をしたこと又は第九条の五第二項の規定による申出若しくは同条第四項の同意をしなかったことその他の同条第二項から第五項までの規定に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)

第25条 事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該労働者

の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(抄)

(令和4年5月25日法律第52号)

(目的)

第1条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

「児童の権利に関する条約」(抄)

(平成6年5月16日条約第2号)

第2条

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

第12条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自

由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第13条

1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

第19条

1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

第34条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

(a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。

(b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。

(c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第42条

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

「いじめ防止対策推進法」(抄)

(平成25年6月28日号法律第71号)

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(抄)

(平成11年5月26日法律第52号)

(目的)

第1条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性に鑑み、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を規制し、及びこれらの行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする。

(教育、啓発及び調査研究)

第14条 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの所持、提供等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものであることに鑑み、これらの行為を未然に防止することができるよう、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの所持、提供等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとする。

「児童虐待の防止等に関する法律」(抄)

(平成12年5月24日法律第82号)

(目的)

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の防止)

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(児童虐待の早期発見等)

第5条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

(児童の人格の尊重等)

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

「こども基本法」(抄)

(令和4年6月22日法律第77号)

(目的)

第1条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意

見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有すると認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

「老人福祉法」(抄)

(昭和38年7月11日法律第133号)

(基本的理念)

第2条 老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

「高齢社会対策基本法」(抄)

(平成7年11月15日法律第129号)

(基本理念)

第2条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会

二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会

三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

(就業及び所得)

第9条 国は、活力ある社会の構築に資するため、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保し、及び勤労者が長期にわたる職業生活を通じて職業能力を開発し、高齢期までその能力を発揮することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(健康及び福祉)

第10条 国は、高齢期の健全で安らかな生活を確保するため、国民が生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めることができるよう総合的な施策を講ずるものとする。

(学習及び社会参加)

第11条 国は、国民が生きがいを持って豊かな生活を営むことができるようにするため、生涯学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境)

第12条 国は、高齢者が自立した日常生活を営むことができるようにするため、高齢者に適した住宅等の

整備を促進し、及び高齢者のための住宅を確保し、並びに高齢者の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(抄)

(平成17年11月9日法律第124号)

(目的)

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務等)

第3条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第4条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(抄)

(平成18年6月21日法律第91号)

(目的)

第1条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(国の責務)

第4条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(施設設置管理者等の責務)

第6条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の責務)

第7条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

「障害者の権利に関する条約」(抄)

(平成26年1月22日号外条約第1号)

第1条 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

第2条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差

別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

第5条 平等及び無差別

1 締約国は、全ての者が、法律の前に又は法律に基づいて平等であり、並びにいかなる差別もなしに法律による平等の保護及び利益を受ける権利を有することを認める。

2 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、いかなる理由による差別に対しても平等かつ効果的な法的保護を障害者に保障する。

3 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる。

4 障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。

「障害者基本法」(抄)

(昭和45年5月21日法律第84号)

(目的)

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(地域社会における共生等)

第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(差別の禁止)

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をし

てはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(抄)

(平成25年6月26日号律第65号)

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」(抄)

(昭和35年7月25日法律第123号)

(雇用に關する国及び地方公共団体の義務)

第38条 国及び地方公共団体の任命権者は、職員(当該機関(当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。))に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。第七十九条第一項及び第八十一条第二項を除き、以下この節及び第三十九条の十一において同じ。)の採用について、当該機関に勤務する対象障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)未満である場合には、対象障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、対象障害者の採用に關する計画を作成しなければならない。

(一般事業主の雇用義務等)

第43条 事業主(常時雇用する労働者(以下単に「労働者」という。)を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。次章及び第八十一条の二を除き、以下同じ。)は、厚生労働省令で定める雇用關係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。)以上であるようにしなければならない。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(抄)

(平成17年11月7日法律第123号)

(基本理念)

第1条の2 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(抄)

(平成24年6月27日法律第50号)

(目的)

第1条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就

労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

「発達障害者支援法」(抄)

(平成16年12月10日法律第167号)

(目的)

第1条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、発達障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることに鑑み、前条の基本理念(次項及び次条において「基本理念」という。)にのっとり、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。

2 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族その他の関係者に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 国及び地方公共団体は、発達障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うものとする。

4 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。

5 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活、警察等に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

(国民の責務)

第4条 国民は、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、発達障害者の自立及び社会参加に協力するように努めなければならない。

「知的障害者福祉法」(抄)

(昭和35年3月31日法律第37号)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)と相まつて、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もつて知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

(自立への努力及び機会の確保)

第1条の2 すべての知的障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。

2 すべての知的障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護(以下「更生援護」という。)の実施に努めなければならない。

2 国民は、知的障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、知的障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(抄)

(昭和25年5月1日法律第123号)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ、その医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)と相まつてその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

(国及び地方公共団体の義務)

第2条 国及び地方公共団体は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業と相まつて、医療施設及び教育施設を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるよう努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。

(国民の義務)

第3条 国民は、精神的健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障害者に対する理解を深め、及び精神障害者がその障害を克服して社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をしようとする努力に対し、協力

するように努めなければならない。

(正しい知識の普及)

第46条の2 都道府県及び市町村は、精神障害についての正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならない。

「身体障害者福祉法」(抄)

(昭和24年12月26日法律第283号)

(法の目的)

第1条 この法律は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)と相まつて、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(自立への努力及び機会の確保)

第2条 すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。

2 すべて身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護(以下「更生援護」という。)を総合的に実施するように努めなければならない。

2 国民は、社会連帯の理念に基づき、身体障害者がその障害を克服し、社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(抄)

(平成23年6月24日法律第79号)

(目的)

第1条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もつて障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(障害者に対する虐待の禁止)

第3条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第4条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第5条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」(意見具申)〈抄〉

(平成8年5月17日 地域改善対策協議会)

今世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。

我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みみの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取り組みみを踏まえて積極的に推進すべきである。

「部落差別の解消の推進に関する法律」

(平成28年12月16日 法律第109号)

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(抄)

(平成7年12月20日条約第26号)

この条約の締約国は、…(略)…

人種の相違に基づく優越性のいかなる理論も科学的に誤りであり、道徳的に非難されるべきであり及び社会的に不正かつ危険であること並びに理論上又は實際上、いかなる場所においても、人種差別を正当化することはできないことを確信し、…(略)…

次のとおり協定した。

第6条

締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(抄)

(平成28年6月3日号外法律第68号)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若し

くは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。(基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」(抄)

(平成13年6月22日号法律第63号)

ハンセン病の患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。我が国においては、昭和28年制定の「らい予防法」においても引き続きハンセン病の患者に対する隔離政策がとられ、加えて、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となったにもかかわらず、なお、

依然としてハンセン病に対する誤った認識が改められることなく、隔離政策の変更も行われることなく、ハンセン病患者であった者等にいたずらに耐え難い苦痛と苦難を継続せしめるままに経過し、ようやく「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されたのは平成8年であった。

我らは、これらの悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病患者であった者等に対するいわれのない偏見を根絶する決意を新たにするものである。

ここに、ハンセン病患者であった者等のいやし難い心身の傷跡の回復と今後の生活の平穩に資することを希求して、ハンセン病療養所入所者等がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表するため、この法律を制定する。

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(抄)

(平成20年6月18日法律第82号)

国の隔離政策に起因してハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穩な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組んでいかなければならない。

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」(抄)

(令和元年11月22日法律第55号)

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病元患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。その精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題の解決等を図るため、平成13年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、さらに、残された問題に対応し、その療養等の保障、福祉の増進及び名誉の回復等を図るため、平成20年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定された。

しかるに、ハンセン病元患者家族等も、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかった。

国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするものである。

ここに、国会及び政府が責任を持ってこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ハンセン病元患者家族等の癒し難い心の傷痕の回復と今後の生活の平穩に資することを希求して、ハンセン病元患者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定する。

(趣旨)

第1条 この法律は、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金(以下単に「補償

金」という。)の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復等について定めるものとする。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(抄)

(平成10年10月2日法律第114号)

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に迫り、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

(基本理念)

第2条 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、これらを目的とする施策に関する国際的動向を踏まえつつ、保健医療を取り巻く環境の変化、国際交流の進展等に即応し、新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

3 国は、感染症及び病原体等に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進及び当該医薬品の安定供給の確保、病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

(国民の責務)

第4条 国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(抄)

(平成24年5月11日法律第31号)

(知識の普及等)

第13条 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等(次に掲げる行為をいい、以下この項において「差別的取扱い等」という。)及び他人に対して差別的取扱い等をする 것을要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者(以下この項において「新型インフルエンザ等患者等」という。)の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 一 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い
- 二 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為
- 三 前二号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

「再犯の防止等の推進に関する法律」(抄)

(平成28年12月14日法律第104号)

(基本理念)

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。)に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

「犯罪被害者等基本法」(抄)

(平成16年12月8日法律第161号)

(目的)

第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(基本理念)

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(抄)

(昭和55年5月1日法律第36号)

(犯罪被害者等給付金の支給)

第3条 国は、犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族(これらの者のうち、当該犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。)に対し、犯罪被害者等給付金を支給する。

「個人情報の保護に関する法律」(抄)

(平成15年5月30日法律第57号)

(目的)

第1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情

報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(抄)

(平成13年11月30日法律第137号)

(趣旨)

第1条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めるとともに、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(発信者情報開示命令)

第8条 裁判所は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、第5条第一項又は第二項の規定による請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる。

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(抄)

(平成20年6月18日法律第79号)

(目的)

第1条 この法律は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする。

(基本理念)

第3条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力(以下「インターネットを適切に活用する能力」という。)を習得することを旨として行われなければならない。

2 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者による青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすることを旨として行われなければならない。

3 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活

動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第5条 青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者は、その事業の特性に応じ、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

2 保護者は、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

(連携協力体制の整備)

第7条 国及び地方公共団体は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を講ずるに当たり、関係機関、青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者及び関係する活動を行う民間団体相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(抄)

(平成15年7月16日法律第111号)

(定義)

第2条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

(性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い)

第4条 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす。

2 前項の規定は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない。

「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」(抄)

(令和4年6月22日法律第78号)

(目的)

第1条 この法律は、性行為映像制作物の制作公表により出演者の心身及び私生活に将来にわたって取り返しの付かない重大な被害が生ずるおそれがあり、また、現に生じていることに鑑み、性行為映像制作物への出演に係る被害の発生及び拡大の防止を図り、並びにその被害を受けた出演者の救済に資するために徹底した対策を講ずることが出演者の個人としての人格を尊重し、あわせてその心身の健康及び私生活の平穩その他の利益を保護するために不可欠であるとの認識の下に、性行為の強制的禁止並びに他の法令による契約の無効及び性行為その他の行為の禁止又は制限をいささかも変更するものではないとのこの法律の実施及び解釈の基本原則を明らかにした上で、出演契約の締結及び履行等に当たっての制作公表者等の義務、出演契約の効力の制限及び解除並びに差止請求権の創設等の厳格な規制を定める特則並びに特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)の特例を定めるとともに、出演者等のための相談体制の整備等について定め、もって出演者の性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資することを目的とする。

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(抄)

(昭和41年7月21日号法律第132号)

(雇用管理上の措置等)

第30条の2 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 事業主は、労働者が前項の相談を行つたこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(抄)

(平成31年4月26日法律第16号)

(目的)

第1条 この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化(以下「アイヌの伝統等」という。)が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村(特別区を含む。以下同じ。)によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての

国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(抄)

(平成18年6月23日法律第96号)

(目的)

第1条 この法律は、2005年12月16日の国際連合総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とする。

(国の責務)

第2条 国は、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題(以下「拉致問題」という。)を解決するため、最大限の努力をするものとする。

2 政府は、北朝鮮当局によって拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民の安否等について国民に対し広く情報の提供を求めるとともに自ら徹底した調査を行い、その帰国の実現に最大限の努力をするものとする。

3 政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図るとともに、その実態の解明に努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第3条 地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(抄)

(平成14年8月7日法律第105号)

(目的)

第1条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

「生活困窮者自立支援法」(抄)

(平成25年12月13日法律第105号)

(目的)

第1条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

相談機関一覧

機関名	連絡先	対象	相談日時	
人権相談 (岐阜地方法務局)	0570-003-110 0570-070-810 0120-007-110	全般 女性 子ども	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	
日本司法支援センター (法テラス可児)	050-3383-0005	全般	月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	
被害者ホットライン (岐阜地方検察庁 被害者支援室)	058-262-5138	犯罪による 被害者やご 家族	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	
公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター	0120-968-783 058-268-8700	犯罪による 被害者やご 家族	月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	
多治見更生保護サポートセンター	0572-51-1881		月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	
岐阜県人権啓発センター	058-272-8252	全般	月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	
岐阜県女性相談支援センター	058-213-2131	女性	月～金曜日 9:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)	
配偶者暴力相談支援センター	#8008	配偶者等から の暴力全般	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	
岐阜県警察ストーカー相談110番	0120-794-310	全般	月～金曜日 9:00～16:00	
岐阜県警察安全相談室	058-272-9110 #9110	全般	毎日、24時間 面談は、月～金曜日 8:30～17:15	
東濃西部少年センター	0120-873-246	青少年、保護者	火～土曜日 8:30～17:15	

東濃地区少年サポートセンター	0120-783-802 0157-22-7822	少年本人(20歳未満)、保護者、県警者	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	
岐阜県東濃子ども相談センター	0572-23-1226	18歳未満の児童、保護者	24時間365日	
児童相談所虐待対応ダイヤル	189	18歳未満の児童、保護者	24時間365日	
多治見市教育委員会教育相談室	0572-23-5942	小学生、中学生、保護者	月～金曜日 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	
多治見市役所子ども家庭課 家庭児童相談	0572-23-5609	小学生、中学生、保護者	月～金曜日 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	
多治見市役所子ども家庭課 女性相談	0572-23-5609	全般	月～金曜日 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	
多治見市役所子ども家庭課 ひとり親相談	0572-23-5609	全般	月～金曜日 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	
多治見市子どもの権利相談室	0572-23-8666 0120-967-866	18歳未満の児童、保護者	火～金曜日 13:00～19:00 土曜日 12:00～18:00 (年末年始を除く)	
多治見市役所 暮らし人権課 犯罪被害者相談	0572-22-1128	犯罪による被害者やご家族	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	
多治見市役所高齢福祉課	0572-23-5821	高齢者全般	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	
多治見市役所福祉課	0572-23-5806	障がい者全般	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	

多治見市人権施策推進指針策定委員会名簿

氏名	所属
青木 鎌太郎	民生委員・児童委員
◎ 榎澤 幸広	学識経験者
島津 和世	多治見市福祉課長
鈴木 直樹	市民公募
田財 博史	人権擁護委員
前田 栄治	多治見市教育研究所
皆元 健一	多治見市企画防災課長
○ 三宅 和世	保護司

◎委員長 ○副委員長